

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 裁決取消請求事件

国側当事者・国(四谷税務署長・国税不服審判所長)

平成27年9月30日棄却・控訴

判 決

原告 甲
被告 国
同代表者法務大臣 上川 陽子
処分行政庁 四谷税務署長
高田 具視
裁決行政庁 国税不服審判所長
畠山 稔
被告指定代理人 右田 直也
ほか別紙1 代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 四谷税務署長が、平成24年2月27日付けで原告に対してした平成20年度分の所得税の更正処分(以下「本件更正処分」という。)のうち総所得金額4666万2390円、納付すべき税額マイナス114万3405円(還付金の額に相当する税額)を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」という。)を取り消す。
- 2 国税不服審判所長が、平成25年1月18日付けで原告に対してした国税通則法(以下「通則法」という。)75条3項に基づく審査請求(以下「本件審査請求」という。)を棄却する旨の裁決(以下「本件裁決」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

原告は、平成21年3月10日付けでした平成20年分の所得税の確定申告(以下「本件確定申告」という。)に係る確定申告書(以下「本件確定申告書」という。)の提出に際し、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)のデラウェア州の法人であるA(以下「A社」という。)の株式報酬制度に基づき、原告が平成15年から平成18年までの間にA社から付与されたストック・ユニットによって取得した米国のB証券取引所(以下「B」という。)に上場されているA社の普通株式(以下「本件A株式」という。なお、A社の株式について、一般的に表記する場合は、単に「A株式」という。)に係る経済的利益(以下「本件経済的利益」という。)について、平成20年9月18日のBにおけるA株式の株価の高値と安値の単純平均価格及び1米国ドルに対する円の対顧客直物電信買相場(以下「TTBレート」という。)によって算定した金額を、給

与等の収入金額として申告した。

これに対し、四谷税務署長は、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、平成20年9月8日であり、また、当該給与等の収入すべき金額は、本件A株式の株数に、同日のBにおけるA株式の株価の終値及び1米ドルに対する円の対顧客直物電信売買相場の仲値（以下「T T M レート」という。）に基づいて算定した金額であるとして、本件更正処分及び本件賦課決定処分（以下「本件更正処分等」という。）をした。

原告は、本件更正処分等について、異議申立てを経た上、国税不服審判所長に審査請求をしたところ、同所長は、これを棄却する旨の本件裁決をした。

本件は、原告が、本件更正処分等及び本件裁決につき、本件経済的利益に係る給与等の収入金額は、本件確定申告書に記載した金額が適正であるとして、本件更正処分のうち本件確定申告書における申告額を超える部分及び本件賦課決定処分の取消しを求めるとともに、本件裁決は適正な手続に基づいていないなどとして、本件裁決の取消しを求める事案である。

1 主な関係法令

別紙2「主な関係法令」のとおりである（別紙2における略称は、以下においても用いる。）。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告は、A社の子会社であるC株式会社（以下「C社」という。）などの内国法人に勤務していた者である。

(2) A社及びその子会社等（以下「Kグループ」という。）における株式報酬制度について

ア Kグループでは、その主要な従業員等を対象に、報奨を与え、A株式の所有を勧奨することで、その雇用を継続させ、精勤の動機付けとすることなどを目的に、「アワード」(award)をA株式等によって支給するストック・ユニット等の株式報酬制度として、①「L Inc. 1995 Equity Incentive Compensation Plan」(乙4。以下「E I C P」という。)及び②「K Tax Deferred Equity Participation Plan」(乙5。以下、「T D E P P」といい、E I C Pと併せて「E I C P等」という。)という各制度を設けていた。

イ E I C P等におけるストック・ユニット（以下「Aストック・ユニット」という。）は、A社とKグループの従業員等との間の契約に基づき、その付与を受けた当該従業員等（以下「被付与者」という。）が、付与を受けた後、一定の要件等を満たしている場合に、1ストック・ユニットにつき1株のA株式が被付与者に支給されるというものである。他方で、被付与者は、被付与者の死亡の際の遺贈等の場合などを除いて、被付与者のAストック・ユニット自体を売却、担保、抵当、譲渡、又はその他の方法で移転（法の運用又はその他の方法で生じるとされる、あらゆる譲渡又はその他の移転を含む。）することはできないとされる（乙4、13～16）。

ウ Aストック・ユニットによるA株式等の支給の条件については、E I C P等に加え、E I C P等に基づくAストック・ユニットが付与される年ごとの「Award Certificate」と題する書面（以下「アワード証書」という。）等において定められる（乙4、13～16）。

(3) Kグループにおける従業員等の有価証券等の取引方針について

ア Kグループは、Kグループの全ての従業員本人及びその家族等（以下「K従業員等」という。）が行う有価証券又はその他の金融商品の個人的取引に関する規則として、従業員取引ポリシー（「Global Employee Trading Policy」。乙9。以下「従業員取引ポリシー」という。）

及び日本国内のK従業員等についてのコンプライアンス通知（「Compliance Notice」。乙10。以下、「コンプライアンス通知」といい、従業員取引ポリシーと併せて「K取引方針」という。）を定めている。

イ K取引方針は、K従業員等による秘密事項及び非公開情報の不正利用や違反行為等を未然に防ぎ、長期保有を目的とした投資を行い、短期的又は投機的な取引を行うことを慎むよう奨励すること等を目的とする。

ウ K取引方針は、本件A株式を含めたKグループの法人が発行した普通株式、優先株式及び債券を含むあらゆる有価証券（以下「K有価証券」という。）について、以下の所定の期間（ウインドウ・ピリオド（Window Period））に限り取引ができる旨定める。

（ア）アクセス・パーソン（経営委員会及び事業運営委員会のメンバー全員、その他のマネジング・ディレクター等）である従業員の場合、A社の利益発表後、最初の営業日に開始し、その後、20営業日目に終了する期間

（イ）アクセス・パーソンでない従業員の場合、A社の利益発表後、最初の営業日に開始し、各財務四半期の最終営業日に終了する期間

エ 原則として、アクセス・パーソンである従業員は、K有価証券の持分（position）を6か月間保有する義務があり、アクセス・パーソンでない従業員は、K有価証券の持分を最低30日間保有する義務があるが、従業員がAストック・ユニットの転換等により株式を取得した場合、当該株式を更なる期間、保有する必要はない。

オ K取引方針に違反すると、取引の取消し、取引特権の停止、雇用の終了及び民事又は刑事訴訟まで幅広い制裁の対象になることがある。Kグループは、事前通知なしに、従業員の費用で従業員の持分を凍結し、取引を取り消し、Kグループ以外で保有する口座で実施した取引を従業員の費用で取り消すよう指示する権利を留保する。Kグループは、許容できない取引からのあらゆる損失を従業員に請求し、当該取引から生じるあらゆる利益を没収する。

（4）原告の本件確定申告等に係る経緯

ア 原告は、平成15年（2003年）から平成18年（2006年）までの間において、A社から、E I C P等及び各年の該当アワード証書（平成15年につき「K EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN 2003 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS AWARD CERTIFICATE」（乙13。以下「2003年証書」という。）、平成16年につき「K EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN 2004 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS AWARD CERTIFICATE」（乙14。以下「2004年証書」という。）、平成17年につき「K EQUITY INCENTIVE COMPENSATION PLAN 2005 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS AWARD CERTIFICATE」（甲1の1、2、乙15。以下「2005年証書」という。）、平成18年につき「K TAX DEFERRED EQUITY PARTICIPATION PLAN 2006 DISCRETIONARY RETENTION AWARDS AWARD CERTIFICATE FOR STOCK UNITS」（乙16。以下、「2006年証書」といい、2003証書、2004年証書及び2005年証書と併せて「本件各証書」という。また、E I C P等及び本件各証書に基づく株式報酬制度を、以下「本件株式報酬制度」という。）に基づき、別表の「本件ストック・ユニットの数」欄（①）のとおりAストック・ユニット（以下「本件ストック・ユニット」という。）の付与を受けた。

イ 原告は、平成20年9月11日、別表の「本件A株式の株数」欄（②）のとおり、本件ストック・ユニットに基づき、原告の証券取引口座に対し、本件A株式の入庫を受けた（甲2）。

ウ 原告は、別紙3の「確定申告」欄のとおり、平成21年3月10日付けで本件確定申告をした。

K取引方針によれば、原告の本件A株式に係る平成20年9月8日以降における直近のウインドウ・ピリオドの開始日は、同月18日であり、同日のBにおけるA株式の株価の高値と安値の単純平均値は●米国ドルで、同日の株式会社D銀行におけるTTBレートは1米国ドルにつき103.85円であった。

原告は、本件確定申告に当たり、本件A株式につき、その合計株数に、上記の単純平均値である●米国ドルを乗じて得られる金額につき、上記のTTBレートである1米国ドルにつき103.85円により円に換算した353万2591円を、本件経済的利益に係る給与所得とした(乙2、11の1、乙12の1)。

(5) 本件更正処分等及び原告の不服申立て等の経緯

ア 四谷税務署長は、別紙3の「更正処分等」欄のとおり、平成24年2月27日付けで、本件更正処分等をした。

平成20年9月8日のBにおけるA株式の株価の終値は●米国ドルであり、同日のTTMレートは1米国ドルにつき108.50円であった。同署長は、本件更正処分等に当たり、本件経済的利益に係る給与所得について、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、平成20年9月8日であり、また、当該給与等の収入すべき金額は、本件A株式の合計株数に、上記の終値である●米国ドルを乗じて得られる金額につき、上記のTTMレートである1米国ドルにつき108.50円より換算した876万9877円であるとした(乙1、11の2、乙12の2)。

イ 原告は、別紙3の「異議申立て」欄のとおり、平成24年4月20日付けで、本件更正処分等を不服として、四谷税務署長に対し、異議申立てをした。

ウ 四谷税務署長は、別紙3の「異議決定」欄のとおり、平成24年6月14日付けで、前記イの異議申立てを棄却する旨の決定をした。

エ 原告は、前記ウの決定を受け、別紙3の「審査請求」欄のとおり、平成24年7月10日付けで、審査請求をした(乙21。以下「本件審査請求」という。)

オ 国税不服審判所長は、別紙3の「裁決」欄のとおり、平成25年1月18日付けで、本件審査請求を棄却する旨の本件裁決をし、原告は、同月23日、本件裁決に係る裁決書(以下「本件裁決書」という。)の謄本の送達を受けた(甲4、乙3)。

(6) 本訴の提起

原告は、平成25年6月14日、本件訴えを提起した。

3 本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

後記5に掲げるほか、別紙4「本件各更正処分等の根拠及び適法性」に記載したとおりである。

4 争点

- (1) 本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日(争点1)
- (2) 本件経済的利益に係る給与等の収入すべき金額の算定方法(争点2)
- (3) 本件裁決の固有の瑕疵の有無(争点3)

5 争点に関する当事者の主張の要点

- (1) 本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日(争点1)について
(被告の主張の要点)

別紙5-1「争点1に対する被告の主張の要点」のとおりであり（別紙5-1における略称は、以下においても用いる。）、被告は、本件ストック・ユニットが平成20年9月8日に本件A株式に転換されたもので、同日が所得税法36条1項の「収入すべき日」である旨主張する。

（原告の主張の要点）

別紙6-1「争点1に対する原告の主張の要点」のとおりであり、原告は、K取引方針による譲渡制限が解除されたウインドウ・ピリオドの開始日である平成20年9月18日をもって本件経済的利益を測定すべきである旨主張する。

(2) 本件経済的利益に係る給与等の収入すべき金額の算定方法（争点2）について

（被告の主張の要点）

別紙5-2「争点2に対する被告の主張の要点」のとおりであり（別紙5-2における略称は、以下においても用いる。）、被告は、収入すべき日におけるBにおけるA株式の株価の終値及びTTMレートによって計算されるべきであると主張する。

（原告の主張の要点）

別紙6-2「争点2に対する原告の主張の要点」のとおりであり、原告は、BにおけるA株式の株価の高値と安値の単純平均価格及びTTBレートによって計算することも認められるべきであると主張する。

(3) 本件裁決の固有の瑕疵の有無（争点3）について

（被告の主張の要点）

別紙5-3「争点3に対する被告の主張の要点」のとおりである。

（原告の主張の要点）

別紙6-3「争点3に対する原告の主張の要点」のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) Aストック・ユニットについて

ア Aストック・ユニットの確定（vest）、転換（convert）等について（乙4、13～16）

(ア) Aストック・ユニットは、付与された後、予定の日（以下「予定確定日」という。）に、そのAストック・ユニットの50パーセント相当分ずつ確定（vest）される（本件各証書の各2（a）。以下、最初の予定確定日を「第1予定確定日」、次の予定確定日を「第2予定確定日」という。）

(イ) 確定されたAストック・ユニットは、予定の日（以下「予定転換日」という。）において、1Aストック・ユニットにつき1株のA株式に転換（convert）される（本件各証書の各2（b））。

(ウ) 被付与者は、Aストック・ユニットの保有者として、A社の一般的な無担保債権者の権利のみを保有し、Aストック・ユニットが株式に転換されるまで、当該Aストック・ユニットの基礎となるA株式に関して、株主にはならない（本件各証書の各1）。

他方で、Aストック・ユニットが転換されると、被付与者は被付与者に発行される株式の実質的保有者となり、被付与者は、議決権及び現金、株式配当又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、所有者としてのあらゆる権利を与えられる（2003年証書及び2004年証書の各18（c）、2005年証書及び2006年証書の各1

3 (b))。

Aストック・ユニットの転換時に被付与者に引き渡される株式は、証券取引法又はK取引方針から生じ得る場合を除いて、いかなる譲渡制限も受けず、又は後記イの取消しがされることもない（本件各証書の各2 (b)）。

また、A社が普通株式の配当金を支払う場合、被付与者のAストック・ユニットが株式に転換されるまで、確定及び未確定のAストック・ユニットの配当相当額が被付与者に支払われるが、取り消されたAストック・ユニットについての配当相当額は、支払われない（本件各証書の各4）。

イ Aストック・ユニットの取消し（乙13～16。以下による取消しの事由を「本件株式報酬制度における取消事由」という。）

(ア) 未確定アワードの取消し (Cancellation of unvested awards)

被付与者の雇用が、死亡、身体障害及び定年退職並びに会社都合の解雇等以外の何らかの理由で終了した場合、未確定のAストック・ユニットは取り消される（2003年証書及び2004年証書の各13 (a)、2005年証書及び2006年証書の各8 (a)）。

(イ) 確定アワードの一般的扱い (General treatment of vested awards)

本件各証書に別途規定されている場合を除いて、被付与者の雇用終了時において既に確定しているAストック・ユニットは、予定転換日にA株式に転換される（2003年証書及び2004年証書の各13 (b)、2005年証書及び2006年証書の各8 (b)）。ただし、後記(ウ)のとおり、被付与者のAストック・ユニットは、たとえ確定していても、後記(ウ)の事由のいずれかに該当する場合には、予定転換日前に取り消される。

(ウ) 一定の状況の下でのアワードの取消し (Cancellation of awards under certain circumstances)

以下の取消事由は、とりわけ、非公開、極秘、あるいは機密情報、製品、企業秘密、取引先との関係及び合法的な業務利益においてKグループの利益を保護するためなどのものであり、本件各証書の他の条件に優先して適用される（ただし、本件各証書において、当該取消事由が適用されないことを明確に規定している場合を除く）。

被付与者のAストック・ユニットは、たとえ確定していても、以下のいずれかに該当する場合、予定転換日前に取り消される（2003年証書及び2004年証書の各13 (c)、2005年証書及び2006年証書の各8 (c)）。

a 競合する活動

被付与者の雇用が、所定の理由で終了した後、予定転換日の前の所定の時期に、被付与者が競業する他社への就職等の、競合する活動に従事する場合、時期に応じ、Aストック・ユニットの全部ないし一部が取り消される（2003年証書及び2004年証書の各13 (c) (1)、2005年証書及び2006年証書の各8 (c) (1)）。

b その他の事由

以下の事由のいずれかが、予定転換日前のどの時点で生じた場合でも、被付与者の全てのAストック・ユニットは、確定又は未確定にかかわらず、直ちに取り消される（2003年証書及び2004年証書の各13 (c) (2)、2005年証書及び2006年証書の各8 (c) (2)）。

(a) 被付与者の雇用が、業務違反、義務の不履行、不正行為又は法令違反などの事由の

ために終了する場合

- (b) 被付与者の雇用期間終了後、Kグループが、被付与者の雇用が前記(a)の事由のために終了した可能性があるとして判断する場合
 - (c) 被付与者が、Kグループ外の権限のない者に機密情報を開示し、又はKグループの業務関係以外で、機密情報を利用又は利用しようと試み、その開示、利用又は利用の試みが、Kグループに不利益をもたらす場合、また、Kグループの行動規範に基づく義務若しくは機密情報における権利の譲渡、獲得、施行に関して、被付与者とKグループとの間で別途存在する義務に、雇用期間中又はその後において従わない場合
 - (d) 被付与者が不正教唆に関わった場合
 - (e) 被付与者が越権発言を行った場合
 - (f) 被付与者が、一定期間内に、書面による事前の辞職届を行わずに辞職した場合
- (2) Aストック・ユニットの予定確定日及び予定転換日等について

ア 本件ストック・ユニットを含むAストック・ユニットの予定確定日及び予定転換日は、当初、本件各証書上、以下のとおり定められていた。

(ア) 2003年証書による付与分(2003年証書の26(i)、(o)、(w)、(v))

a 付与日(Date of the Award)

平成15年(2003年)11月28日

b 予定確定日(Vesting Schedule)

① 第1予定確定日(First Scheduled Vesting Date)

平成18年(2006年)1月2日

② 第2予定確定日(Second Scheduled Vesting Date)

平成19年(2007年)1月2日

c 予定転換日(Scheduled Conversion Date)

平成20年(2008年)の第4会計四半期の第5営業日又はその日以降で実行可能なできるだけ早い日

(イ) 2004年証書による付与分(2004年証書の26(i)、(p)、(y)、(w))

a 付与日(Date of the Award)

平成16年(2004年)11月30日(ただし、主席経理担当役員及び経理担当役員に対しては同年12月14日)

b 予定確定日(Vesting Schedule)

① 第1予定確定日(First Scheduled Vesting Date)

平成19年(2007年)1月2日

② 第2予定確定日(Second Scheduled Vesting Date)

平成20年(2008年)1月2日

c 予定転換日(Scheduled Conversion Date)

平成21年(2009年)の第4会計四半期の第5営業日又はその日以降で実行可能なできるだけ早い日

(ウ) 2005年証書による付与分(2005年証書の21(h)、(m)、(x)、(v))

a 付与日(Date of the Award)

平成17年(2005年)12月13日

- b 予定確定日 (Vesting Schedule)
 - ① 第1 予定確定日 (First Scheduled Vesting Date)
平成20年(2008年)1月2日
 - ② 第2 予定確定日 (Second Scheduled Vesting Date)
平成21年(2009年)1月2日
 - c 予定転換日 (Scheduled Conversion Date)
平成22年(2010年)の第4会計四半期の第5営業日又はその日以降で実行可能なできるだけ早い日
- (エ) 2006年証書による付与分(2006年証書の21(h)、(l)、(w)、(u))
- a 付与日 (Date of the Award)
平成18年(2006年)12月12日
 - b 予定確定日 (Vesting Schedule)
 - ① 第1 予定確定日 (First Scheduled Vesting Date)
平成21年(2009年)1月2日
 - ② 第2 予定確定日 (Second Scheduled Vesting Date)
平成22年(2010年)1月2日
 - c 予定転換日 (Scheduled Conversion Date)
平成22年(2010年)1月2日又はその日以降で実行可能なできるだけ早い日
- イ A社の報酬委員会(the Compensation, Management Development and Succession Committee of the Board of Directors)は、平成19年(2007年)12月11日に、要旨、以下のとおり決議し、同決議は、同日をもってその効力が発生した(乙6)。
- (ア) 以下のaからcまでの発行済み・割当済みのAストック・ユニット(付与済みのAストック・ユニット)は、各アワードの他の条件に従って、平成20年(2008年)9月8日、対応するA株式の引渡し(delivery)により支給される。ただし、平成19年(2007年)12月11日現在、A社の執行役員の一員である者が保有するAストック・ユニットには適用されない。
- a 平成16年(2004年)11月30日及び同年12月14日の会合において、報酬委員会に承認されたコモン・カレンシー株式アワードプログラムに基づき付与された2004財務年度のAストック・ユニット、ブランチ・マネジャーに付与された2004財務年度のAストック・ユニット、個人投資家グループ超富裕層向け販売チームのマネジング・ディレクターでないメンバーに付与された2004財務年度のAストック・ユニット
 - b 平成17年(2005年)12月13日の会合において、報酬委員会に承認されたコモンカレンシー株式アワードプログラムに基づき付与された2005財務年度のAストック・ユニット、リテール証券米国超富裕層向け販売チームに付与された2005財務年度のAストック・ユニット
 - c 平成18年(2006年)12月12日及び同月14日の会合において、報酬委員会に承認されたコモンカレンシー株式アワードプログラムに基づき付与された2006財務年度のAストック・ユニット、成長ボーナスプランの下でボーナスを受け取る資格のある財務アドバイザー及びプライベート・ウエルス・マネジメント・インベストメン

- ト・リプレゼンティブ、並びにインベストメントバンキング部門の主要な従業員に付与された2006財務年度のAストック・ユニットのうち、各50パーセント相当分
- (イ) 本決議で変更する場合を除き、割当済みのAストック・ユニットに関する条件は、完全に有効であり、割当済みのAストック・ユニットに適用される。
- (ウ) 平成20年(2008年)9月8日現在、確定していない発行済み・割当済みのAストック・ユニットは、同日をもって確定する。
- (エ) 前記の決議に伴うAストック・ユニットの転換によって引き渡されるA株式は、証券取引法又はA社の方針に基づき生ずる制限以外の取引制限の対象とはならず、取消条項の対象にもならない。
- ウ A社は、平成19年(2007年)12月14日に、被付与者に対し、以下の要旨の本件通知書による通知を行った(乙7)。
- (ア) 平成19年(2007年)株式インセンティブ報酬の条件が報酬委員会に承認され、原則として平成18年(2006年)アワードと同様であるが、アワードの重要な変更点として、確定後、いまだ転換されていないAストック・ユニットに関する制限期間(restricted period)が削除された。
- これまで、株式アワードの大半に確定期間を超える制限期間があったが、本年、全ての株式アワードの引渡日が確定日と同じ(2年後に50パーセント、3年後に50パーセント)になる。アワードは確定すると株式に転換され、被付与者に引き渡される。被付与者には、その後の制限はないが、従業員取引ポリシーに従うことが求められる。
- (イ) 今回の変更に伴い、従前の年度に付与されたAストック・ユニットで、平成21年(2009年)1月2日以前に確定し、同年以降に引き渡される予定となっている従前に付与された次の(a)ないし(c)のAストック・ユニットは、(a)から(c)までのとおり、平成20年(2008年)9月8日に、A株式が引き渡されることとなる。
- a 平成16年(2004年)に付与されたAストック・ユニット
- ① 当初の引渡日：平成21年(2009年)9月8日
- ② 早められた引渡日：平成20年(2008年)9月8日
- b 平成17年(2005年)に付与されたAストック・ユニット
- ① 当初の引渡日：平成22年(2010年)9月8日
- ② 早められた引渡日：平成20年(2008年)9月8日
- c 平成18年(2006年)に付与されたAストック・ユニットの50パーセント相当分(なお、残りの50パーセントについては、元々の引渡日が維持される。)
- ① 当初の引渡日：平成22年(2010年)1月2日
- ② 早められた引渡日：平成20年(2008年)9月8日
- エ A社は、平成20年(2008年)9月9日に、同社の人事部ーエグゼクティブ・コンペンセーション部門を通じて、被付与者に対し、以下の要旨の本件確認書による通知を行った(乙8)。
- (ア) 被付与者各自のAストック・ユニットが、次のa、bのとおり、A株式に転換されたことを通知する。
- a 転換(CONVERSION)ー取得(ACQUISITION)の日：平成20年(2008年)9月8日

b 転換時の価額（原価）：●米国ドル

(イ) 証券取引口座への株式の移管（delivery）は5営業日以内に完了する見込みである。ただし、外部の証券取引口座への株式の移管についてはこの5営業日を超えることがあり、共同口座又は証券取引口座の指定がない場合には、E銀行への移管に10営業日を要することがある。

オ A社が作成した原告の本件転換履歴（乙17）においては、本件ストック・ユニットについて、転換／取得日（Conversion／Acquisition Date）を2008年（平成20年）9月8日とする旨の記載がある（なお、2006年証書に基づく平成18年（2006年）12月12日を付与日とするAストック・ユニットについては、そのうち、50パーセント分（別表記載の分）が、2008年（平成20年）9月8日を転換／取得日とするものであり、その余の50パーセント分は、2010年（平成22年）1月21日を転換／取得日とするもので、本件ストック・ユニットには含まれていない。）。

2 本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日（争点1）について

(1) 所得税法36条1項、2項について

所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上、収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨規定し、同条2項は、同条1項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨規定しているところからすれば、同条は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算すべきものとしていると解するのが相当であり（いわゆる権利確定主義）、ここにいう収入の原因となる権利が確定する時期は、それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである（最高裁判所昭和●●年（〇〇）第●●号同53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁参照）。

したがって、本件ストック・ユニットについても、上記のような収入の原因となる権利が確定した時期をもって所得税法上の収入金額の計上時期とすべきであるから、以下、この見地から検討する。

(2) 本件ストック・ユニットの転換等について

ア 本件経済的利益に係る収入金額の計上時期の検討の前提として、原告は、本件ストック・ユニットの転換等の意義ないしその時期について争うので、まずはこの点について検討する。

(ア) 前提事実、前記認定事実（前記1）及び証拠（乙13～16）によれば、本件ストック・ユニットを含むAストック・ユニットは、その付与を受けた被付与者が、一定の要件等を満たしている場合、予定転換日に、A社から、1Aストック・ユニットにつきA株式1株の支給を受けるというものであり、本件ストック・ユニットに係る具体的な契約内容は、それぞれ、本件各証書に記載されているところ、本件各証書によれば、確定されたAストック・ユニットは、予定転換日においてA株式に転換（convert）されること（本件各証書の各2（b））、被付与者は、Aストック・ユニットが株式に転換されるまで、当該Aストック・ユニットの基礎となるA株式に関して株主にはならないこと（同各1）、Aストック・ユニットが転換されると、被付与者は実質的保有者となること（同各13（b））、

Aストック・ユニットの転換時に被付与者に引き渡される株式は、前記1（1）イの取消しがされることがないこと（同各2（b））などが記載されていることが明らかである。そして、前記1（2）のとおり、本件各証書において前記1（2）アのとおり定められていた各「予定転換日」が、前記1（2）イ、ウのとおり、2004年証書から2006年証書までの各証書において付与されたAストック・ユニットについて、A社の報酬委員会の決議（乙6）や本件通知書（乙7）によって早められたところ、上記決議においては、当該決議に伴うAストック・ユニットの転換によって引き渡されるA株式（that shares of the Corporation's common stock delivered upon conversion of stock units pursuant to the preceding resolution）は、証券取引法又はA社の方針に基づき生ずる制限以外の取引制限の対象とはならず、取消条項の対象にもならない旨定められ、また、本件通知書においては、契約上の「引渡日」を「2008年9月8日」とする旨が記載されている。さらに、前記1（2）エのとおり、同月9日に通知がされた本件確認書（乙8）においても、被付与者各自のAストック・ユニットが、「転換（CONVERSION）－取得（ACQUISITION）の日：平成20年（2008年）9月8日」として、A株式に転換されたことを通知するとの記載があり、また、本件転換履歴（乙17）においても、転換／取得日（Conversion／Acquisition Date）を平成20年（2008年）9月8日とする旨の記載がある。

（イ）これらの点を併せ考慮すれば、A社と被付与者との間の契約においては、Aストック・ユニットについての「転換」と、「引渡し」ないし「移管」とは異なる意義のものとして使用されていることが明らかであり、被付与者は、Aストック・ユニットの「転換」によりA株式を受領する権利を、本件株式報酬制度における取消事由によっても、A社から取り消されることがなくなり、その上で、転換されたA株式について、契約上の「引渡し」の日に被付与者の証券取引口座への「移管」すなわち「引渡し」を受けるべきものとされていると認められる。

そして、本件ストック・ユニットについては、平成20年9月8日を転換日として転換され、原告において、本件A株式を受領する権利をA社から取り消されることがなくなったことに加え、その受領（引渡し）に係る契約上の引渡日も、同じ平成20年9月8日とされていたものというべきである。

（ウ）この点、前記1（2）イのとおり、A社の報酬委員会において、平成19年12月11日、発行済み・割当済みのAストック・ユニットにつき、平成20年9月8日に、対応するA株式の引渡しにより支給される旨の決議がされており（なお、平成19年12月11日現在、A社の執行役員の一員である者が保有するAストック・ユニットには適用されない旨の適用除外の定めもあるが、本件全証拠によっても原告が適用除外に当たるとは認められない。）、また、前記1（2）ウのとおり、A社が原告を含む被付与者に送付した本件通知書等において、平成20年9月8日を引渡日とする旨の記載があるところ、これらは、前記のとおり、原告を含む被付与者において、平成20年9月8日を転換日として、Aストック・ユニットが転換され、A株式を受領する権利をA社から取り消されることがなくなったことに加え、その受領（引渡し）に係る契約上の引渡日も、同じ平成20年9月8日とする趣旨で記載されたものというべきである。

また、前提事実（4）イ及び前記1（2）エによれば、A社が同月9日に原告を含む被

付与者に送付した本件確認書において、証券取引口座への株式の移管 (delivery) は5営業日以内に完了する見込みであること等の記載があり、原告は、同月11日に、その証券取引口座に本件A株式の入庫を受けている。しかしながら、他方で、本件ストック・ユニットについては、既に、前記のA社の報酬委員会の決議や本件通知書等によって、2004年証書から2006年証書までの各証書に基づくAストック・ユニットの転換日が定められた上、いずれも同月8日を転換日かつ契約上の引渡日とされていたものであり、また、本件確認書等にも、「転換 (CONVERSION) - 取得 (ACQUISITION) の日 : 平成20年 (2008年) 9月8日」などとする旨の記載があることからすれば、前記のとおり、原告は、平成20年9月8日、本件ストック・ユニットの転換により、本件A株式を受領する権利をA社から取り消されることがなくなり、また、その受領 (引渡し) に係る契約上の引渡日としていたことに変わりはなく、上記の本件確認書の移管 (delivery) についての記載は、A社において、原告を含む被付与者に対してA株式の引渡し (delivery) をする時期が、契約上の引渡日よりも遅れることを連絡するものにとどまるものというべきである。

イ 以上に対して、原告は、本件株式報酬制度においては、A株式の引渡しがあった日が、Aストック・ユニットがA株式に転換される日であって、本件ストック・ユニットが本件A株式に転換された日は、原告がその証券取引口座に本件A株式の入庫を受けた平成20年9月11日である旨主張する。

しかしながら、前記アのとおり、本件ストック・ユニットが本件A株式に転換をされた日は、同月8日というべきであって、仮に、原告の主張のように解するとすれば、A社は、本件各証書や、これに基づくA社の報酬委員会の決議及び通知によって示される転換日が到来しても、A株式を被付与者に引き渡すまで、本件株式報酬制度における取消事由が生じたときには、Aストック・ユニットを取り消すことが可能ということになるが、これは本件各証書、前記1(2)イのA社の報酬委員会の決議、本件通知書等の内容と明らかに齟齬するものといわざるを得ず、被付与者の権利を不安定にするものとして、合理的な解釈ということとはできない。

また、原告は、2005年証書の3において、一定の場合には、A社において管理能力上可能な限り速やかにAストック・ユニットが転換される旨の規定があるところ (なお、2006年証書の3にも同様の規定がある。)、これは、転換と引渡しの時期に関し、事務手続を要する場合にはAストック・ユニットからA株式への転換が遅延することを示すものである旨を主張する。しかしながら、当該規定は、特定の従業員のため、特にAストック・ユニットの転換が保留されていたときの規定であり、本件ストック・ユニットについては特に転換が保留されていたものではなく、当該規定は本件に関わりがないものであって、むしろ、そのような場合でない限り、前記のとおり判断されることになるというべきである。

したがって、原告の上記各主張はいずれも採用することができない。

(3) 本件経済的利益の価額の計上時期等について

ア 前記(1)のとおり、所得税法36条1項は、現実の収入がなくとも、その収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、当該権利の確定の時期の属する年分の課税所得を計算する旨定めているものと解されるところ、前記(2)のとおり、本件ストック・ユニットについては、平成20年9月8日に転換され、原告において、本件A株式を受領する権利をA社から取り消されることがなくなったことに加え、そ

の受領(引渡し)に係る契約上の引渡日も平成20年9月8日とされていたことからすると、原告が同月11日に本件A株式の引渡しを受けたとしても、同月8日をもって、本件A株式を受領し得る日が到来していたことになるから、同日が収入の原因となる権利が確定した時期というべきである。そして、このことからすれば、本件経済的利益の価額については、同条2項の規定に従い、同日におけるA株式の価額によって算定するのが相当というべきである。

イ これに対し、原告は、A株式については、K取引方針によるウインドウ・ピリオドという取引期間内に限り、譲渡が可能となる譲渡制限があったものであって、原告の本件A株式については、直近のウインドウ・ピリオドの開始日である平成20年9月18日まで当該制限があった以上、本件経済的利益の価額は、同日におけるA株式の価額に基づいて算定するのが相当である旨主張する。

しかしながら、前提事実(2)ア、(3)及び証拠(乙9、10)によれば、本件株式報酬制度は、Kグループにおいて、その主要な従業員等を対象に、報奨を与え、A株式の所有を勧奨することで、その雇用を継続させ、精勤の動機付けとすることなどを目的するものであるのに対し、K取引方針は、K従業員等による秘密事項及び非公開情報の不正利用や違反行為等を未然に防ぎ、長期保有を目的とした投資を行い、短期的又は投機的な取引を行うことを慎むよう奨励すること等を目的とするもので、両者の目的は異なるものであり、また、K取引方針は、Aストック・ユニットの転換後、原告を含む被付与者において、A株式を受領する権利自体をA社から取り消されることがなくなることや、その受領(引渡し)に係る契約上の引渡し日について、何ら変更をもたらすものではない。

この点、前提事実(3)及び証拠(乙9、10)によれば、原告を含む被付与者が、K取引方針におけるウインドウ・ピリオド以外の期間に、A株式を譲渡した場合、K取引方針によれば、K従業員等による秘密事項及び非公開情報の不正利用や違反行為等を未然に防ぎ、長期保有を目的とした投資を行い、短期的又は投機的な取引を行うことを慎むよう奨励する目的のため、取引の取消し、取引特権の停止、雇用の終了及び民事又は刑事訴訟まで幅広い制裁の対象になることがあり、Kグループは、事前通知なしに、従業員の費用で従業員の持分を凍結し、取引を取り消し、Kグループ以外で保有する口座で実施した取引を従業員の費用で取り消すよう指示する権利を留保し、Kグループは、許容できない取引からのあらゆる損失を従業員に請求し、当該取引から生じるあらゆる利益を没収することとされている。しかしながら、原告を含む被付与者が上記の責任を負う可能性があるとしても、そもそも、譲渡を受けた者の株式に対する権利が直ちに否定されるものではない。また、前記アのとおり、原告において、平成20年9月8日をもって、本件A株式を受領し得る日が到来し、当該A株式に伴う種々の権利及び利益を受け得ることになるのであるから、その後、一定の期間、当該株式の譲渡をすれば上記のような責任を問われる可能性があるという制約を受けるとしても、当該期間が終了するまで所得がないものとするとは、前記のような所得税法36条1項の趣旨に反するものというべきである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない(なお、Aストック・ユニットの転換日や契約上の履行日の後、ウインドウ・ピリオドの開始日までの間にA株式の価額が下落したとしても、それは、原告を含む被付与者がA株式の譲渡をした際の、譲渡所得における収入金額や取得価額等に関して別途、考慮されるべきものである。)

ウ また、原告は、株式の譲渡担保契約及び消費貸借契約のように、所得の認識及び評価に対して、債権的な意味での制約が影響を与えないことなどあり得ず、本件A株式の価値は、K取引方針による譲渡制限という債権的な意味での制約を加味して、平成20年9月18日におけるA株式の価額に基づいて算定するのが相当であると主張する。

しかしながら、この主張は、前記ア、イで述べたところに照らし、採用し難いものである上、株式の譲渡担保契約又は消費貸借契約による所有権の移転について譲渡所得の課税がされないのは、当該所有権の移転に係る所得の発生を前提として、債権的な制約によって当該所得の認識及び評価が影響されるというものではなく、そもそも、株式の譲渡担保契約については、当該資産の所有権が債権者（譲渡担保権者）に移転したとしても、それは形式的なものにすぎず、実質は通常の担保権と何ら異なるところはないこと、また、株式の消費貸借契約については、株式の借主が取得した株式が、借主の所得には該当しないことにより、譲渡所得を生じさせる資産の譲渡に当たらないことを理由とするものであるから、原告の前記主張はその前提を欠き、採用することができない。

3 本件経済的利益に係る給与等の収入すべき金額の算定方法（争点2）について

(1) BにおけるA株式の株価の終値によって計算することについて

所得税法36条2項の「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」とは、取得時又は利益享受時における当該資産の客観的交換価値を指すものであり、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額であって、いわゆる市場価格をいうものと解され、また、証券取引所に上場されている株式の公表されている価格は、市場を通じた不特定多数の当事者間の自由な取引によって成立した客観的なものであり、当該取引日の終値は一般に時価として認識され、利用されており（乙18）、これを同項の「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」とすることは、課税の公平を確保する観点から相当性を肯定することができる。このことに加え、所得税基本通達23～35共-9（1）（平成26年課個2-9、課審5-14による改正前のもの。）は、所得税法施行令84条に規定する株式等を取得する権利の価額について、当該株式が証券取引所に上場されている場合には、所得税法36条2項の「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」につき、証券取引所の終値による旨の解釈を示していること（これについても、上記の観点から相当性を肯定することができる。）等の均衡も踏まえれば、本件更正処分等において、本件経済的利益に係る同項の「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」について、平成20年9月8日におけるBのA株式の終値による点に違法があるとはいえない。

(2) TTMレートによることについて

所得税法57条の3第1項は、居住者が、外貨建取引を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする旨を定める。

本件経済的利益に係る収入すべき金額は、外国通貨によって同法36条2項の「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額」の表示がされるものであるから、その経済的利益の価額については、同法57条の3第1項の規定の趣旨に従い、外国為替の売買相場により換算した金額によってこれを評価するのが相当である。

そして、所得税法基本通達57の3-2本文は、所得税法57条の3第1項につき、TTM

レートによる計算をすべき旨の解釈を示すところ、円換算は、外貨と円貨の翻訳であると解され、為替相場に用いるTTBレートとTTMレートとの差額又はTTSレートとTTMレートとの差額は、金融機関の手数料及びリスク料としての性質を有していることや(乙19、20)、さらに、課税の公平を確保する観点からすれば、所得税法基本通達57の3-2本文のとおり、外国通貨によって表示される経済的利益の円換算については、金融機関の手数料等相当額を含まないTTMレートによるものとするは合理的というべきであるから、本件更正処分等において、TTMレートによる計算を行った点に違法があるとはいえない。

(3) ア 以上に対して、原告は、必ずしも証券取引所における終値を用いることのみが妥当であるとはいえず、Bにおける株式の取引価格の高値と安値の間の価格であれば、時価として一定の合理性があり、その単純平均価格を経済的利益の算定の基礎として使用することも認められるべきであり、また、円換算に係る為替レートについて、所得税法基本通達57の3-2ただし書では、不動産所得等を生ずべき業務に係る所得の金額の計算においては、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産について取引日のTTBレートによることができることとされており、同レートによる方法も合理的な換算方法と考えられる旨主張する。

イ しかしながら、前記(1)のとおり、課税の公平を確保する観点等からは、本件更正処分等において、BにおけるA株式の株価の終値による計算が行われていることは相当というべきであって、これを前提とする限り、原告の主張するような取扱いの余地を設け、納税者の選択に委ねるものとするは、課税要件を明確にし、納税者相互間及び税負担の公平を維持するための租税法律主義や租税平等主義の観点に適合しないものというべきであるから、この点に関する原告の主張は採用することができない。

ウ また、所得税法36条2項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨を定めているのであって、当該利益を処分して換価するに当たって必要な諸費用を差し引いた額をもって当該価額とする旨を定めるものではなく、このことは、外国通貨によって表示される経済的利益についても同様と解されるから、原則として、円貨に換金するための手数料等相当額を差し引いた額であるTTBレートをもって当該利益の価額と解することはできないというべきである。

そして、原告が主張する所得税法57条の3第1項に関する所得税基本通達57の3-2ただし書は、あくまで、例外的に、不動産所得等を生ずべき業務を行う納税者に限り、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産については取引日のTTBレート、仕入れその他の経費(原価及び損失を含む。)又は負債については取引日のTTSレートによることのできる旨の解釈を示したものであり、また、これは、当該業務を行うに当たって、実際に通貨交換を行う場合のTTMレートとTTBレート又はTTSレートとの差額は、当該業務に係る金融機関に対する支払手数料等(必要経費)(所得税法37条)に当たり得ることを併せ考えて解釈されたものというべきである。これに対し、本件のような給与所得の金額の計算においては、不動産所得等の金額の計算のように必要経費(同条)を控除することはなく、別途、給与所得控除額を控除する(同法28条2項)こととされているのであるから、外貨建取引の円換算において、金融機関の手数料としての性質が加味されたTTBレート又はTTSレートによることは相当でない。したがって、原告の前

記主張は採用することができない。

4 本件裁決の固有の瑕疵の有無（争点3）について

- (1) 原告は、本件審査請求において本件ストック・ユニットのコンバート（転換）日が平成20年9月11日であるなどと主張したにもかかわらず、本件裁決書において、基礎事実として、本件ストック・ユニットのコンバート日を同月8日などと記載した上、当該認定に基づいて本件審査請求について棄却の判断をしたことに関し、原告に十分な主張の機会を与えず、原告の主張を軽んじて本件裁決を行ったもので、本件裁決には固有の瑕疵がある旨主張する。
- (2) しかしながら、前提事実、証拠（甲3、乙21～24、33の1～16）及び弁論の全趣旨によれば、本件裁決に当たり、原告の前記（1）に係る主張は担当審判官に伝わっており、原告が当該主張をする機会が存していたことは明らかである。

そして、本件裁決書において、基礎事実として、本件ストック・ユニットのコンバート日が平成20年9月8日とする旨の記載がされているとしても、基礎事実については、その冒頭に記載があるように、争いのない事実以外にも、担当審判官において証拠資料によれば容易に認められると判断できる事実を記載しているものと解されるところ、当該記載について原告において前記（1）のとおり争いがあるとしても、証拠資料によれば容易に認められるものとして記載されたものと解され、他方で、原告が、前記（1）のとおり主張をしていることも、その要旨が本件裁決書に記載されているのであって、このことによって本件裁決の理由付記等の瑕疵があるということとはできない。

- (3) その他全主張及び証拠を踏まえても、本件裁決には、裁決の手續、形式等について裁決固有の瑕疵があるとはいえず、適法であるというべきである。

5 本件各更正処分等の適法性

- (1) 前記2、3によれば、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、平成20年9月8日であり、また、当該給与等の収入すべき金額は、別表の本件A株式の合計株数に、同日のBにおけるA株式の株価の終値である●米国ドルを乗じて得られる金額につき、同日のTTMレートである、1米国ドルにつき108.50円より換算すべきであるから（乙11の2、乙12の2）、これを基に算出した原告の平成20年分の課税総所得金額及び納付すべき税額は、別紙4の第1記載のとおりであり、本件更正処分における課税総所得金額及び納付すべき税額と同額である。

したがって、本件更正処分は適法である。

- (2) 前記（1）のとおり、本件更正処分は適法であるところ、原告は、本件更正処分により納付すべき税額の基礎となった所得について、過少に申告していたものであり、過少に申告していたことについて、以上に述べたことに照らし、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認めることはできない。

そうすると、過少申告加算税の額は、別紙4の第3のとおりであり、本件賦課決定処分における過少申告加算税はこれと同額である。

したがって、本件賦課決定処分は適法である。

- 6 よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 館内 比佐志
裁判官 大竹 敬人
裁判官 大畠 崇史

別紙 1

指定代理人目録

梶原明日香、増永寛仁、長倉哲也、赤坂尚哉、福場賢、西田昭夫、桐生研一、御幡光広、林貴之

主な関係法令

第1 所得税法28条1項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう旨定める。

第2 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする旨定める。

同条2項は、同条1項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする旨定める。

同条3項は、無記名の公社債の利子、無記名株式等の剰余金の配当（同法24条1項（平成22年法律第6号による改正前のもの。配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、同法36条1項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする旨定める。

第3 所得税法57条の3第1項は、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人（以下「居住者」という。）が、外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。以下同じ。）は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする旨定める。

別紙3

本件更正処分等に係る経緯

(単位：円)

項目		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
年月日 (付け)		平成21年3月10日	平成24年2月27日	平成24年4月20日	平成24年6月14日	平成24年7月10日	平成25年1月18日
総所得金額 (②+③+④)		① 46,662,390	51,637,812	46,662,390		46,662,390	
内訳	不動産所得の金額	② △5,801,122	△5,801,122	△5,801,122	棄却	△5,801,122	棄却
	給与所得の金額	③ 52,461,160	57,436,582	52,461,160		52,461,160	
	雑所得の金額	④ 2,352	2,352	2,352		2,352	
所得控除の額の合計額		⑤ 1,971,744	1,971,744	1,971,744		1,971,744	
課税総所得金額		⑥ 44,690,000	49,666,000	44,690,000		44,690,000	
課税総所得金額に対する 税額		⑦ 15,080,000	17,070,400	15,080,000		15,080,000	
源泉徴収税額		⑧ 16,223,405	16,223,405	16,223,405		16,223,405	
納付すべき税額 (⑦-⑧)		⑨ △1,143,405	846,900	△1,143,405		△1,143,405	
過少申告加算税		⑩ -	199,000	-		-	

(注1) 「不動産所得の金額」欄の△は、損失の金額を表す。

(注2) 「納付すべき税額」欄の△は、還付金の額に相当する税額を表す。

本件更正処分等の根拠及び適法性

第1 本件更正処分の根拠

- 1 総所得金額 5 1 6 3 万 7 8 1 2 円
 上記金額は、次の(1)から(3)までの各金額の合計金額である(乙1・2枚目「更正後の額」欄の「計(総所得)」欄(⑥)参照)。
- (1) 不動産所得の金額 △ 5 8 0 万 1 1 2 2 円
 上記金額は、原告が本件確定申告書(乙2)に記載した不動産所得の金額と同額である。
 なお、不動産所得の金額の△は、損失の金額を表す。
- (2) 給与所得の金額 5 7 4 3 万 6 5 8 2 円
 上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額から所得税法28条3項(平成24年法律第16号による改正前のもの)に規定する給与所得控除額を同条2項の規定に基づいて控除した後の金額である。
- ア 本件経済的利益に係る収入金額 8 7 6 万 9 8 7 7 円
 上記金額は、本件経済的利益に係る給与等の収入金額であり、詳細は別表のとおりである。
- イ その他の給与等に係る収入金額 5 3 4 7 万 9 1 5 7 円
 上記金額は、原告が本件確定申告書に添付したC社を支払者とする平成20年分給与所得の源泉徴収票(乙2・3枚目)の「支払金額」欄に記載された給与等の収入金額である。
- (3) 雑所得の金額 2 3 5 2 円
 上記金額は、原告が本件確定申告書に記載した雑所得の金額と同額である。
- 2 所得控除の額の合計額 1 9 7 万 1 7 4 4 円
 上記金額は、原告が本件確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である。
- 3 課税総所得金額 4 9 6 6 万 6 0 0 0 円
 上記金額は、上記1の総所得金額5 1 6 3 万 7 8 1 2 円から上記2の所得控除の額の合計額1 9 7 万 1 7 4 4 円を控除した後の金額(ただし、通則法118条1項の規定により1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- 4 納付すべき税額(申告納税額) 8 4 万 6 9 0 0 円
 上記金額は、次の(1)の課税総所得金額に対する税額から、(2)の源泉徴収税額を控除した後の金額(ただし、通則法119条1項の規定により1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。
- (1) 課税総所得金額に対する税額 1 7 0 7 万 0 4 0 0 円
 上記金額は、上記3の課税総所得金額4 9 6 6 万 6 0 0 0 円に所得税法89条1項(平成25年法律第52号による改正前のもの)に規定する税率を乗じて算出した金額である。
- (2) 源泉徴収税額 1 6 2 2 万 3 4 0 5 円
 上記金額は、原告が本件確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である。

第2 本件更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の平成20年分の所得税の納付すべき税額は、前記第1の4で述べたとおり84万6900円であるところ、当該金額は、本件更正処分に係る納付すべき税額(乙1・2枚目「更正後の額」欄の「納付すべき税額」欄(③⑥)参照)と同額であるから、本

件更正処分は適法である。

第3 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

前記第2のとおり、本件更正処分は適法であるところ、原告が本件更正処分により新たに納付すべきこととなった税額199万0300円（乙1・1枚目「本税の額」欄参照）については、その計算の基礎となった事実のうち本件更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

したがって、本件更正処分に伴って賦課される過少申告加算税の額は、同条1項の規定に基づき、原告が本件更正処分によって新たに納付すべきこととなった税額199万円（同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に、100分の10の割合を乗じて算出した金額19万9000円となり、当該金額は、本件賦課決定処分における過少申告加算税の額（乙1・1枚目「過少申告加算税」欄参照）と同額となるから、本件賦課決定処分は適法である。

争点1に対する被告の主張の要点

第1 本件経済的利益に係る給与等の「収入すべき」日は、平成20年9月8日であることについて

1 所得税法36条1項における権利確定主義の考え方からすれば、収入の原因となる権利の確定する日をもって、収入すべき日とするものであること

(1) 所得税法36条は、同条1項において、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、金銭に限らず金銭以外の物又は権利その他経済的な利益を含むこと及び所得の年度帰属については、広義の発生主義であるいわゆる「権利確定主義」を原則とすることを明らかにし、同条2項において、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、それらの取得又は享受の時における価額により計算することを規定している。

(2) 権利確定主義は、もともと、所得税は経済的な利得を対象とするものであるから、究極的には実現された収支によってもたらされる所得について課税するのが基本原則であり、ただ、その課税に当たって常に現実収入のときまで課税できないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期し難いので、徴税政策上の技術的見地から、収入すべき権利の確定した時を捉えて課税することとしたものであり、所得税法10条（昭和40年法律第33号による改正前のもの）が、課税所得を計算し、課税を行うこととしている期間中の総収入金額又は収入金額の計算について、「収入すべき金額による」と定め、「収入した金額による」としていないことから考えると、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、上記権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算する（最高裁判所昭和49年3月8日第二小法廷判決・民集28巻2号186頁）というものである。

そして、「収入の原因たる権利」が確定する時期については、それぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである（最高裁判所昭和53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁）ところ、松山地方裁判所平成7年2月24日判決（訟務月報42巻10号2533頁）は、収益の認識に関する権利確定主義の見地からすると、権利等が確定したというためには、単に当該権利等が発生しただけではなく、権利等が具体的に実現する可能性が、客観的に認識できる状態にまで高められていなければならないと判示している。さらに、最高裁判所昭和46年11月9日第三小法廷判決（民集25巻8号1120頁）が、一般に、金銭消費貸借上の利息・損害金債権については、その履行期が到来すれば、現実にはなお未収の状態にあるとしても、同条1項（昭和40年法律第33号による改正前のもの）にいう「収入すべき金額」に当たるものとして、課税の対象となるべき所得を構成すると解されるが、それは、特段の事情のない限り、収入実現の可能性が高度であるからであると判示し、当該判決に係る判例解説において、「もともと所得税は、究極的には実現された収支に対応する所得を対象とすべきものであるから、権利確定の時期を決定するについては、できるかぎり収入実現の蓋然性の高い時点を選ぶべきである。また、現実収入主義による課税負担の不公平を避けることが権利確定主義の狙いの一つでもあることを考慮すると、通常の経済人であればその実現に努力すると考えられ、また、それが可能であると考えられる状態が到来した時点をもって、権利確定の時期とすべきである。」（可部恒雄・最高裁判所判例解説民事篇昭和46年度649頁）と解説

されているところである。

したがって、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合においては、同法36条1項の権利確定主義の考え方にに基づき、収入の原因となる権利等が具体的に実現する可能性が客観的に認識できるまで高い状態、換言すれば、収入実現の蓋然性が高い時点をもって収入すべき日と解すべきであり、その「収入すべき金額」は、同条2項に基づいて、上記収入すべき日の価額により評価されるべきである。

2 本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、本件A株式を取得できる権利が確定した日である平成20年9月8日であること

(1) 本件株式報酬制度について

Aストック・ユニットは、その予定転換日に、1 Aストック・ユニットにつきA株式1株を被付与者に支給するA社の契約であり、被付与者は、Aストック・ユニットがA株式に転換されるまでは、A社の一般的な無担保債権者の権利のみを保有し、配当相当額の支払を受けるものの、A株式に関して株主にはならず、株主としてのいかなる権利も持たないとされる。そして、被付与者のAストック・ユニットは、予定確定日までの間、被付与者がKグループにおいて勤務を継続し、かつ、一定の取消事由に該当しない場合に、当該予定確定日に確定し、その後、確定したAストック・ユニットは、予定転換日までの間、被付与者に競合他社への就職等や機密情報の漏えい等の一定の事由が生じた場合には、たとえ確定しているAストック・ユニットであっても取り消され、当該事由が生じなかった場合には、当該予定転換日に、1 Aストック・ユニットにつき1株のA株式に転換され、付与されたAストック・ユニットに対応したA株式が被付与者に引き渡されるものである。

そして、Aストック・ユニットのA株式への転換によって、被付与者は、付与されたAストック・ユニットに対応するA株式の実質的所有者 (beneficial owner) となり、同株式の議決権、現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆるA株式の所有者としての権利を取得するとともに、当該A株式については、証券取引法又はK取引方針による制限を除き、あらゆる取引制限を受けず、また、本件各証書において規定された一定の取消事由によって取り消されることもないとされている。

(2) 本件A株式の転換日が平成20年9月8日であること

A社は、その報酬委員会において、平成19年12月11日に、未確定の本件ストック・ユニットの確定日及び転換日を平成20年9月8日に繰り上げ、Aストック・ユニット数に応じたA株式の引渡しにより支給する旨決議し(乙6)、平成19年12月14日に、原告を含むAストック・ユニットの被付与者に対し、「Important Information Regarding Equity Incentive Compensation」(株式インセンティブ報酬に関する重要なお知らせ)という件名の電子メール(乙7。以下「本件通知書」という。)により、上記報酬委員会の決議の内容を周知するとともに、平成20年9月8日にA株式を引き渡す旨通知した。

そして、A社は、同月9日に、原告を含むAストック・ユニットの被付与者に対して、「Unit to Conversion-Confirmation」(ストック・ユニットの株式転換—確認書)という件名の電子メール(乙8。以下「本件確認書」という。)によって、被付与者のAストック・ユニットの転換が行われた旨や、当該Aストック・ユニットの転換日及び取得日(CONVERSION-ACQUISITION DATE)が、同月8日である旨を通知している。

さらに、A社が作成した原告の「Stock Unit Conversion History」(ストック・ユニットに

係る転換履歴) (乙17。以下「本件転換履歴」という。)においても、本件ストック・ユニットの転換日及び本件A株式の取得日は、平成20年9月8日とされている。

以上によれば、本件ストック・ユニットが本件A株式に転換された日が同日であることは明らかである。

- (3) 本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、本件A株式を取得できる権利が確定した日である平成20年9月8日であること

本件ストック・ユニットの転換によって原告が取得することとなる本件A株式は、Bで一般に取引されるA社の普通株式であり、市場価格が形成され、上場株式として金銭的に測定可能な経済的価値を有しているから、本件A株式は、所得税法36条1項に規定する「収入」(金銭以外の物又は権利その他の経済的な利益)に該当し、「収入の原因となる権利」は、当該株式を取得できる権利(当該株式を受領することができる権利)である。

そして、前記において述べたように、本件ストック・ユニットは、平成20年9月8日に、A株式に転換されるための諸条件を満たしたことによって、本件A株式に転換され、その転換によって、原告は、本件A株式の実質的所有者(Beneficial owner)となり、売却処分権、同株式の議決権、現金、株式配当又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆる権利を取得したのであり、その後生じた事由により、その転換自体が取り消されることはない。

そうすると、同日において、A社の原告に対する本件A株式の支給債務が確定したのであり、他方、原告においては、本件A株式を取得できること、つまり「本件A株式を取得できる権利(本件A株式を受領することができる権利)」が確定したのであるから、同項における権利確定主義の考え方により、同日が、収入たる本件A株式の取得が具体的に実現する可能性が客観的に認識できる状態にまで高められた時点、すなわち収入実現の蓋然性が高い時点であるといえるのである。

したがって、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、平成20年9月8日である。

- (4) 以上のとおり、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、所得税法36条1項の権利確定主義の考え方に基づき、本件A株式を取得できる権利が確定した日である平成20年9月8日である。

- 3 K取引方針によるK有価証券の取引制限は、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日の判断に何ら影響を及ぼすものではないこと

(1) K取引方針によるK有価証券の取引制限は、インサイダー取引の規制ルールの遵守及び実効性を担保するための、K従業員等の人に対するA社の社内規制であり、それ自体は、本件A株式自体に特別な制限を加えるものではなく、本件A株式自体に市場性(金銭的に測定可能な経済的価値)があることに何ら変わりはない。そして、本件株式報酬制度によれば、原告は、平成20年9月8日に、あらゆるA株式の所有者としての権利を取得しているのであって、売却処分権のみがA社に留保されているとは解されない。すなわち、同日において、いわば物権的に、売却処分権を含めたあらゆる本件A株式の所有者としての権利が原告に移転しており、K取引方針は、いわば債権的に、A社との関係において、原告に帰属する売却処分権を制約するにすぎないものである。

(2) また、この点につき、民法上の組合に付与された新株予約権の行使により、同組合を通じて取得した株式に係る経済的利益の所得区分及び同株式の価額(時価)が争われた事件に関する

東京地方裁判所平成22年10月8日判決（以下「平成22年東京地判」という。同判決は、その控訴審である東京高等裁判所平成23年6月29日判決で維持され、上告審である最高裁判所平成24年9月27日第一小法廷決定において上告が棄却され、確定している。）及び東京地方裁判所平成23年4月21日判決（以下「平成23年東京地判」という。同判決は、その控訴審である東京高等裁判所平成24年2月22日判決で維持され、上告審である最高裁判所平成24年10月23日第三小法廷決定において、上告が棄却され、確定している。）においては、これらの事件の原告が、新株予約権の行使により取得した株式について、3年間の譲渡禁止が条件とされており、かつ、当該株式の株券を当該事件における組合が保管することになってきたため、自由に処分することができない状況にあったから、当該株式の価額は権利行使日の証券取引所の終値によるべきでない特段の事情がある旨主張したところ、これに対し、平成22年東京地判は、仮に当該株式の発行会社と組合との間及び組合と原告との間の各合意に法的拘束力があつたとしても、そもそも原告が権利行使により取得した株式を自由に処分できるか否かは、新株予約権の権利行使日における当該株式の客観的交換価値に具体的な影響を及ぼすものとはいえないと解するのが相当であり、新株予約権の権利行使日に権利行使による経済的利益が発生し原告に帰属している以上、取得した株式を譲渡できるか否かにかかわらず、権利行使日に収入があつたというべきであると判示し、平成23年東京地判は、仮に組合と当該株式の発行会社との間における当該株式の3年間保有の約束が法的拘束力を有するものであつたとしても、原告らが新株予約権の行使によって取得した当該株式の発行会社の株式の譲渡性を客観的に制限するものではなかつたというべきであるから、いずれにしても、新株予約権の権利行使日における当該株式の客観的交換価値に具体的な影響を及ぼすものではなかつたと認めるのが相当であり、原告らが新株予約権の行使の日に株式の取得という具体的かつ明確な経済的利益を享受した以上、その時点で収入があつたものというべきであり、同日に株式を実際に譲渡できたか否かにかかわらず、同日においてその経済的利益を算定して課税すべきものと解されると判示しているところである。

(3) したがって、K取引方針によるK有価証券の取引制限は本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日の判断に何ら影響を及ぼすものではない。

4 デラウェア州会社法等に照らしても、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、平成20年9月8日であること

(1) 原告は、デラウェア州法上も、平成20年9月8日に本件A株式に係る権利を取得したものと考えられることについて

A社は、米国のデラウェア州の法人であるところ、デラウェア州において、無券面証券である株式の引渡しは、株式発行人が、当該株式の譲渡等の登録に際して、購入者を登録保有者として登録した場合に生じ（デラウェア州統一商法8-301条）、株式の購入者は、株式の引渡しを受けた場合又は当該株式のセキュリティ・エンタイトルメント（証券仲介機関を通じて証券投資を行う投資家の権利）を取得した場合に、株式又は当該株式により表象される権利を取得し、また、その支配権を有することになり（同法8-104条(a)項、8-106条(a)項、(c)項、(d)項）、また、株式の購入者は、譲渡人が有していた株式又は譲渡人が譲渡する権限を有していた株式についてのあらゆる権利を取得する（同法8-302条）とされる。

そして、本件転換履歴（乙17）において、平成20年9月8日におけるA株式の1株当たりの価額●米国ドルを本件A株式の転換価額と明記するなど、本件ストック・ユニットの転換

履歴が管理されているところ、原告は、同日に、A社から本件A株式の引渡しを受けたものであって、デラウェア州の私法上も、当該株式又は当該株式により表象される権利を取得し、また、その支配権を保有するに至るとともに、当該株式についてあらゆる権利を取得したと認められる。

なお、仮にそうでないとしても、デラウェア州統一商法は、証券のセキュリティ・エンタイトルメントを取得した場合は、当該証券又は当該証券によって表象される権利を取得すると規定している（同法8-104条（a）項）ところ、本件A株式は、平成20年9月11日に、原告の証券取引口座に移管されていることから、原告は、遅くとも、同日には、本件A株式に係るセキュリティ・エンタイトルメントを取得し、本件A株式を取得していることは明らかである。

(2) K取引方針による取引制限は、デラウェア州の私法上も、本件A株式に係る権利の帰属関係に影響を及ぼすものではないことについて

デラウェア州の私法における株式に対する譲渡制限は、株式の保有者が、当該株式の保有者として財産処分権を含むあらゆる権利を保有していることを前提として、当該株式自体に対して、その自由譲渡性を認めつつ、その自由譲渡性に一定の制限を課すものであり、また、当該譲渡制限は、その制限のある株式の譲受人等に対して、原則として引き継がれるものと解される（なお、株式に対してデラウェア州の私法による譲渡制限が課されているとしても、当該株式の保有者において、売却処分権がないと解することはできない。デラウェア州会社法202条（a）項、（b）項、（c）項、デラウェア州統一商法8-204条参照。）。

他方で、K取引方針による各種の取引制限は、それ自体は、インサイダー取引の規制ルールの遵守及び実効性を担保するためのA社のK従業員等に対する社内規制であり、本件A株式自体について特別に制限を加えるものではない。

したがって、デラウェア州会社法による株式の譲渡制限とK取引方針による取引制限とは、本質的に異なるものであることが明らかであって、K取引方針による取引制限は、デラウェア州会社法によって許容される範囲内のものであるとしても、本件A株式自体について特別の制限を加えるものではないから、デラウェア州の私法上も、本件A株式及び当該株式が表象する権利の帰属関係に影響を及ぼすものではない。

(3) 以上のとおり、デラウェア州の私法上も、原告は、平成20年9月8日、本件ストック・ユニットが本件A株式に転換され、同株式を取得したものであり、換言すれば、同日において、A社の原告に対する本件A株式の支給債務が確定し、他方、原告においては、本件A株式を取得できることが確定したのであるから、所得税法36条1項の権利確定主義により、同日において、原告の収入に相当する物又は権利その他経済的な利益である本件A株式の収入の原因となる権利が確定したものであって、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、平成20年9月8日である。

また、仮にデラウェア州の私法上、原告の本件A株式を取得した日が、同株式が原告の証券取引口座に実際に移管された同月11日であると解されたとしても、同項の権利確定主義の考え方からは、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日が、同月8日であることに変わりはない。

5 専門家による意見書等について

(1) F大学●●学部のG教授の鑑定意見書（乙34。以下「G鑑定意見書」という。）は、①K

取引方針における「ウインドウ・ペリオド」というのは、A社が独自に定めたものであり、それ以前に、原告が本件A株式を取得できないなどと解することは不合理であり、そう解するのでなければ、本件株式報酬制度における「vest」や「conversion」という用語は意味を持たなくなる、②K取引方針の下、原告に対しては、K有価証券（本件A株式を含む。）について、ウインドウ・ペリオドの期間のみ取引ができる旨の制限が課されているが、この取引制限は、いわゆる譲渡制限付き株式に適用される会社法の規定に基づく、株式に対する譲渡制限とは異なり、A社の定める私的な取引制限であり、飽くまでK従業員等であるという原告の属性ないし地位に基づく、人に対する制限であって、平成20年9月8日が到来した時点で原告が支給を受けることとなった本件A株式の権利内容そのものに何ら影響を及ぼすものではなく、上記取引制限下における本件A株式とBで取引されているA株式とは何ら経済的な差異は存在しない、③K取引方針による取引制限の存在を理由に、本件A株式を譲渡することができなかった同日の時点で、A株式の市場価格相当額の担税力を増加させる経済的利益を確定的に取得していなかったと評価すべきである旨の原告の主張は、株式を売却して現金を受け取らない以上、課税すべきではないというのと同じであり、権利確定主義という考え方にも反しているなどとする。

(2) また、H法科大学院のI教授の報告書（乙35。以下「I報告書」という。）及びJ弁護士事務所の報告書（乙36の1、2。以下「J報告書」という。）は、米国の観点から、本件各証書の規定上、原告が、平成20年9月8日に、本件A株式の実質株主となり、その受益所有権を取得して、同株式のあらゆる権利を取得していることは明らかであり、同日に、本件A株式を取得することができる権利が確定したことにとどまらず、同株式のあらゆる権利を取得したなどとする。

(3) 以上のように、被告の前記の主張は、専門家による意見によっても裏付けられている。

第2 原告の主張に対する反論

1 本件株式報酬制度における転換日等に係る原告の主張に対する反論

(1) Scheduled Conversion Date（予定転換日）が特定の時点ではなく一定期間として定義されているなどとする原告の主張に対する反論

ア 原告は、本件株式報酬制度には、K従業員がA株式を受給するのは、Scheduled Conversion Date（予定転換日）である旨定められ、当該日は「the fifth business day of the fourth quarter or as soon as thereafter as administratively practicable」として、特定の時点ではなく一定期間として定義されており、原告の本件A株式の予定転換日は2008年9月11日であったと理解することができるとした上で、同月8日の時点では、原告の証券取引口座に本件A株式は入庫されておらず、A株式の議決権及び配当受領権を含む株主としての全ての権利を取得することは不可能であり、この事実からも、原告の本件A株式の受給日を同月11日と理解することがより合理的であり、かつ、上記のScheduled Conversion Date（予定転換日）の定義と整合的である旨主張する。

イ しかしながら、「Scheduled Conversion Date」は、Aストック・ユニットのA株式への予定転換日であって、A株式の受給日ではなく、そして、当該転換日が、本件各証書において、原告の主張するような一定期間である旨定義されているという点についても、本件ストック・ユニットにおける転換日は、本来の転換時期を繰り上げた分も含め、一括して平成20年9月8日とされ、転換されたA株式の被付与者の証券取引口座への移管が、同日から5営

業日以内に行われたのであるから、原告の主張は、本件各証書の規定及び本件における事実関係を正解せず、Aストック・ユニットの転換日と転換されたA株式の証券取引口座への移管日を混同したものとわざとを以て、その前提において失当である。

(2) 本件通知書等に係る原告の主張に対する反論

ア 原告は、本件通知書(乙7)及び本件確認書(乙8)に記載されている本件ストック・ユニットの転換日(conversion date)、本件A株式の引渡日(delivery date)及び移管(the delivery of shares)の日は、いずれも同じ日であると理解するのが最も合理的であり、本件ストック・ユニットの転換日は、平成20年9月11日である旨主張する。

イ しかしながら、原告の主張は、明らかに本件報酬制度の内容と整合しないものである。

すなわち、E I C P等及び本件各証書によれば、本件報酬制度に基づき付与されるAストック・ユニットは、予定転換日までの間、被付与者に本件各証書に規定された一定の事由が生じた場合、たとえ確定しているAストック・ユニットであっても取り消されるものの、当該事由が生じなかった場合には、当該予定転換日にA株式に転換され、当該Aストック・ユニットのA株式への転換によって、被付与者は、当該Aストック・ユニットに対応するA株式の実質的所有者となり、同株式の議決権、現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆるA株式の所有者としての権利を取得し、付与されたAストック・ユニットに対応するA株式が被付与者に引き渡される。

本件においては、原告は、平成20年9月8日に、付与された本件ストック・ユニットにつき、原告に一定の取消事由が生じていないことによって、本件A株式への転換を受け、本件ストック・ユニットに対応する本件A株式の実質的所有者となって、本件A株式の議決権、現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、本件A株式の所有者としてのあらゆる権利を確定的に取得し、そして、本件A株式が、実際に、同月11日に、原告の証券取引口座に移管されているのである。

したがって、原告が、本件A株式の引渡しを受けた後において当該株式の所有者としての権利を確定的に取得するとは到底解し得ない。

ウ そして、本件通知書(乙7)による通知は、平成19年12月11日のA社の報酬委員会における決議(乙6)を受けて、同社が原告を含むAストック・ユニットの被付与者に対し、確定していないAストック・ユニットの予定確定日及び予定転換日を繰り上げることなど、当該決議の内容を周知したものであるところ、当該決議(乙6)において、発行済みのAストック・ユニットは、各アワードの他の条件に従って、平成20年9月8日、Aストック・ユニット数に応じたA株式の引渡し(delivery)により支給される旨が、そして、本件通知書(乙7)においては、これまでの株式によるアワード(以下「株式アワード」という。)の多くが確定期間を超える制限期間を有していたが、本年、全ての株式アワードの引渡日(the delivery date)が確定日と同じになっており、アワードは確定すると株式に転換(convert)され、被付与者に引き渡され(be delivered)、平成21年1月2日以前に確定することが予定され、かつ、同年以降にA株式が引き渡される(be delivered)予定となっている従前に付与されたAストック・ユニットは、平成20年9月8日(早められた引渡日(accelerated delivery date))に、A株式が引き渡される(be delivered)旨が記載されている。

また、A社が、同月9日に、原告を含むAストック・ユニットの被付与者に対して本件確認書(乙8)によって行った通知には、Aストック・ユニットの「転換—取得日(CONVERSI

ON-ACQUISITION DATE)」は同月 8 日、転換された A 株式の被付与者各自の証券取引口座への移管 (the delivery of shares to a brokerage account)」は 5 営業日以内に完了する旨、併せて、K グループ以外の外部の証券取引口座への移管については、5 営業日超の日数を要することがある旨記載されている。

これらの点について、本件株式報酬制度において、被付与者に付与される A ストック・ユニットは、予定転換日までの間、被付与者に本件各証書に規定された一定の事由が生じなかった場合には、当該予定転換日に A 株式に転換され、当該 A ストック・ユニットの A 株式への転換によって、被付与者は、当該 A ストック・ユニットに対応する A 株式の実質的所有者となり、A 株式の議決権、現金、株式配当金又は株式に支払われるその他の分配金を受け取る権利を含む、あらゆる A 株式の所有者としての権利を取得し、付与された A ストック・ユニットに対応する A 株式が被付与者に引き渡されるとされている。この点を踏まえると、上記の転換日 (conversion date) と引渡日 (delivery date) とが、いずれも平成 20 年 9 月 8 日となっている部分も、A 社の本件株式報酬制度上において、A ストック・ユニットの A 株式への転換と、転換された A 株式の引渡しとが、形式的にも、実質的にも、同一の意義(「転換」=「引渡し」)によって、あらゆる A 株式の所有者としての権利を取得すること)を有するものとは解し得ず、むしろ、A 社においては、その株式報酬制度の執行(運用)において、A ストック・ユニットの A 株式への転換日と同一日に、転換された A 株式を被付与者に対して引き渡すことを予定していたものの、本件では、平成 15 年ないし平成 18 年に付与された 4 年分の A ストック・ユニットに係る A 株式の引渡しをまとめて処理する必要があり、また、A 株式の実際の引渡しについても所要の手續に時間を要することなどの事情から、A 株式の物理的な引渡しという意味において、「証券取引口座への株式の移管 (the delivery of shares to a brokerage account) は 5 営業日以内に完了する見込みです。外部の証券取引口座への株式の移管 (Deliveries to outside brokerage accounts) については、この 5 営業日を超えることがあります。」(乙 8)とされていると解することが合理的である。そして、実際に、A 社が、原告の本件転換履歴 (乙 17) において、本件ストック・ユニットの転換日及び本件 A 株式の取得日を、平成 20 年 9 月 8 日としている(同「Conversion/Acquisition Date」欄参照)こととも整合する。

エ 以上のとおり、原告の前記主張は、本件株式報酬制度の内容と整合しない独自の立論であり、失当である。

(3) 2005 年証書中の「3. 特定の従業員のための特別規定」に係る原告の主張に対する反論

ア さらに、原告は、2005 年証書の 4 頁において、「your vested stock units will convert into K common stock as soon as administratively practicable」という表現が用いられていること、19 頁において、予定転換日は、英文では「the fifth business day of the fourth fiscal quarter of 2010 or as soon thereafter as administratively practicable」と定義され、転換が必ずしも平成 20 年 9 月 8 日に行われるとは限らず、事務手續を速やかに実行する限りにおいては、その日以後の日になることもあり得ることが明記されていること等から、転換と引渡しの時期について、事務手續を要する場合には A ストック・ユニットから A 株式への転換が遅延するとされているなどに鑑みれば、平成 20 年 9 月 8 日を転換日とする被告の主張は誤りである旨主張する。

イ しかしながら、2005 年証書の 4 頁の「your vested stock units will convert into

K common stock as soon as administratively practicable」という表現は、2005年証書の「3. 特定の従業員のための特別規定」の一部分に該当するところ、当該規定は、A社がエグゼクティブ・オフィサーのメンバーと考える被付与者の報酬が、内国歳入法162条m項に規定する控除可能額を超える場合には、Aストック・ユニットのA株式への転換が保留されること、当該保留は被付与者とA社との雇用が終了するまで継続し、その後、Aストック・ユニットがA株式に転換されることなどを規定した、特定の従業員のための特別規定であり、本件A株式の転換とは明らかに異なる場合を規定したものであって、原告の主張の根拠とはなり得ない。

また、2005年証書の19頁における「the fifth business day of the fourth fiscal quarter of 2010 or as soon thereafter as administratively practicable」との記載は、2005年証書中の「(v) 予定転換日」の一部分に該当するところ、当該規定は、A社が、将来、転換日をいつと定めるかを定める際の一般的なルールを規定したものにすぎず、前記のとおり、本件A株式の転換日については、A社の報酬委員会において、未確定のAストック・ユニットの確定日及び転換日を平成20年9月8日に繰り上げ、Aストック・ユニット数に応じたA株式の引渡しにより支給する旨決議されているのであるから、当該規定は原告の主張する根拠とはなり得ない。

したがって、原告の主張は、本件株式報酬制度の内容と整合しない独自の立論であり、失当である。

2 本件A株式に係る所得税法36条1項の収入すべき日に関する原告の主張に対する反論

(1) 本件経済的利益については、平成20年9月11日及び同月18日の二つの異なる時期に生じている上、後者に着目して測定されるべきであるなどとする原告の主張に対する反論

ア 原告は、所得税法36条1項の収入すべき日に関し、①同項の収入が、価額が刻々と変動する株式である場合には、所得の認識時期に加えて所得の測定の問題についても検討する必要があるところ、②本件A株式が、平成20年9月11日に引き渡された事実を鑑みれば、原告において、本件A株式に係る収入の原因となる権利が確定した日及び現実の収入を得た日は、いずれも平成20年9月11日と考えるのが最も整合的である上、③さらに、本件A株式に係る本件経済的利益は、K取引方針による譲渡制限が解除された同月18日において初めて本件A株式を譲渡することが可能となったことに起因して、同月11日において生じた経済的利益とは異なる経済的利益が同月18日に生じており、④本件A株式を取得することによる経済的利益の価額は、所得が実現した日において、仮に証券取引所を通じて本件A株式を取得したならば出えんしたであろう金銭の価額又は仮に証券取引所を通じて本件A株式を売却したならば得られたであろう金銭の価額をもって測定すべきであって、⑤本件経済的利益は、平成20年9月18日における本件A株式に係る正味実現可能価額、すなわち本件A株式を売却したならば得られたであろう金銭の価額を基礎として測定することが妥当と考えられる旨主張する。

イ (ア) しかしながら、所得税法36条1項は、収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、金銭に限らず金銭以外の物又は権利その他経済的な利益を含むこと及び権利確定主義を原則とすることを明らかにし、同条2項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益による収入の評価に関する考え方を規定したものであって、当該金銭以外の物又は権利その他経済的な利益は、収入時の時価で評価される。

したがって、本件は、本件A株式を取得することによる経済的利益についてどう測定するかという問題であるとして、K取引方針による取引制限の存在をもって、当該経済的利益は、本件A株式を譲渡することができるようになった平成20年9月18日において測定すべき旨の原告の前記主張は、同条1項、2項の規定を曲解し、あるいは無視して論ずるものであり、その前提において失当である。

そもそも、原告は、本件ストック・ユニットが転換されたことによって、対応する本件A株式を取得したものであり、そして、本件A株式は、Bで一般に取引される上場株式として経済的価値を有し、同条1項の物又は権利その他経済的な利益に該当し、原告の収入に相当するものであるから、原告の、本件A株式に係る経済的利益は、同月11日及び同月18日の異なる二つの時期において、それぞれ異なる経済的利益が生じている旨の主張は、全く理由がない。

(イ) そして、所得税法36条1項の権利確定主義の考え方は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして課税所得を計算するというものであり、この考え方は、金銭以外のもの（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益）をもって収入する場合にも当てはまり、上記収入の原因となる権利が確定的に発生した（確定した）時点、すなわち収入実現の蓋然性が高い時点をもって収入すべき日となるのであって、現実収入後の計上を認めるものではないから、経済的価値を有する株式を取得した場合においては、実際に当該株式を売却等処分できるか否かにかかわらず、当該取得の時点において現実の収入があったとされ、その課税の時期は、その収入の原因となる権利が確定的に発生した時点となり、当該取得の時点より後になることはない。

また、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合においても、その収入すべき日は同項により、また、その収入すべき日における収入すべき金額の評価は同条2項によるべきことは、同条の解釈及び権利確定主義の考え方から明らかである。

そうすると、仮に、本件A株式に係る収入の原因となる権利が確定した日と現実の収入を得た日が、いずれも本件A株式の引渡しを受けた平成20年9月11日であり、また、同日時点で所得として認識すべき経済的利益は生じている旨の原告の主張を前提としたとしても、上記の権利確定主義の考え方からは、本件A株式を実際に売却等処分できるか否かにかかわらず、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、平成20年9月11日となり、その収入すべき金額は、同日のBにおけるA株式の株価（時価）に基づいて算定することとなり、同日に現実の収入を得ている以上、同日より後の同月18日が、当該収入すべき日とはなり得ないし、また、収入すべき日が同月11日となる以上、本件A株式を取得することによる経済的利益についてどう測定すべきかという問題であるとして、当該経済的利益を、当該収入すべき日とはなり得ない所得が実現した日（同月18日）において測定すべきことにはならないのである。

(ウ) 加えて、原告が、本件ストック・ユニットの転換により取得した本件A株式を譲渡した場合には、その譲渡に係る所得は、株式等の譲渡所得として認識することになるところ、譲渡所得は、非販売用の土地や有価証券の譲渡益がその代表的な例であり、その本質は、キャピタル・ゲイン（capital gain）、すなわち所有資産の価値の増加益であつ

て、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである。また、譲渡所得は、長期間にわたって徐々に累積してきたキャピタル・ゲインが資産の譲渡によって一挙に実現するものであるため、高い累進税率の適用を緩和する必要があるとの考慮から、一般に税負担が軽減される場合が多いが、そのため、他の種類の所得を譲渡所得として仮装しようとする試みや、他の所得を譲渡所得に転換（convert）しようとする試みが、なされやすいとされる。一方、人の担税力を増加させる利得であっても、所有資産の価値の増加益は、当該資産が譲渡等によってその所有者の手を離れない限り、原則として課税の対象から除かれており、所有資産の価値の減少による損失も、同様に課税の対象から除かれる。

このように、所有する資産の価値の増加益又は減少による損失は、当該資産を譲渡等したときに、譲渡所得の金額又は損失の金額として実現し、当該資産を保有している間は、その含み損益は課税の対象から除かれているのである。

そうすると、本件A株式をウインドウ・ピリオドの開始日である平成20年9月18日のBにおけるA株式の株価により評価することは、同月8日に取得してからいまだ売却してもいない本件A株式につき、A株式の市場における株価下落に伴う価値の減少による損失、すなわち、同日のBにおけるA株式の株価の終値●米国ドルとウインドウ・ピリオド開始日のA株式の高値と安値の単純平均値●米国ドルとの差額25.06米国ドルを基にして算定した含み損失の金額を、本来であれば本件経済的利益として収入すべき給与等の収入金額（●米国ドルを基にして算定した金額）から差し引いて、当該給与等の収入金額を算定していることにほかならない。仮に、その後、実際に本件A株式が譲渡される場合においても、●米国ドルを本件A株式の取得費として株式等の譲渡所得の金額を計算することとなるが、この計算方法は、累進課税が適用される給与所得たる本件経済的利益の金額の一部を、株式等の譲渡所得の金額に転換しているともいえるのであり、所得をその区分ごとに算定する我が国の所得税の考え方と整合しないものであるといわざるを得ない。

そして、原告が主張するように、本件A株式の時価を、仮に証券取引所を通じて本件A株式を取得したならば出えんしたであろう金銭の価額または仮に証券取引所を通じて本件A株式を売却したならば得られたであろう金銭の価額によって評価することは、上記で述べたように、譲渡所得として認識されるべき資産の価値の増加益又は減少による損失を含めて、本件経済的利益に係る給与等の収入金額を算定することにほかならないのであるから、原告の上記主張は失当といわざるを得ない。

（2）本件A株式に係る権利の取得状況に係る原告の主張に対する反論

ア 原告は、①被告において、原告が物権的な意味で本件A株式を平成20年9月8日に取得した旨主張するが、同月11日に本件A株式の引渡しがあったことからすれば、それはあり得ず、②また、被告において、仮に原告の本件A株式の物権的な意味での取得が同日であったとしても、原告は同月8日に債権的な意味での本件A株式を取得する権利を取得しており、本件経済的利益については、同日の本件A株式の客観的交換価値に基づいて評価すべきである旨主張するものと推測されるが、他方で、被告においては、債権的な意味しか持たないK取引方針については、本件経済的利益に関し、所得の認識及び評価への影響がない旨主張し

ていることと矛盾しているほか、本件A株式を取得する権利を取得しても、当該権利は所得税法36条1項に規定する収入すべき金額に該当しないから、当該権利について所得を認識する必要はなく、いずれにしても被告の主張は誤りである旨主張する。

イ（ア）前記の原告の主張の趣旨は、結局のところ、原告は平成20年9月8日には本件A株式を取得していないから、同日は本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日ではなく、平成20年9月8日において本件経済的利益に係る所得を認識すべきでない、ということに帰する。

しかしながら、被告は、原告が同日に本件A株式を取得したものと認められることを捉えて、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日が平成20年9月8日であると主張するものではない。

被告の主張は、本件A株式が、本件における収入であり、所得税法36条1項の物又は権利その他経済的な利益に該当し、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合にも権利確定主義の考え方が当てはまることを前提に、飽くまでも、同日において、収入の原因となる権利、すなわち、本件A株式を取得できる権利が確定したのであるから、原告が本件A株式を取得した日いかんにかかわらず、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、平成20年9月8日であり、その収入すべき金額は、同日における本件A株式の客観的交換価値により評価すべきである旨主張するものである。私法上、原告が本件A株式を取得した日がいつであるかによって、収入の原因となる権利が平成20年9月8日に確定したこと（本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日が平成20年9月8日であること）や、同日においてその収入すべき金額を計算するという結論が左右されるものではない。

（イ）また、本件において、収入に該当するのは本件A株式であって、本件A株式を取得できる権利は、権利確定主義の考え方における収入の原因となる権利に相当するものであるから、もとより当該権利について所得を認識すべきことにはならないのである。

なお、原告が平成20年9月11日に本件A株式の引渡しを受けた事実や、原告が物権的な意味で本件A株式を取得したのが同日であるとする旨の原告の主張を踏まえても、原告は、同日に、収入に相当する本件A株式を取得している（現実の収入を得ている）以上、同日より後の日であるウインドウ・ピリオド開始日の同月18日が、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日とはなり得ないことは、前記のとおりである。

以上のとおり、原告の前記主張は、被告の主張を曲解したものであるといわざるを得ないし、所得税法36条1項における権利確定主義の考え方も正解しないものであり、失当である。

3 K取引方針の譲渡制限に係る原告の主張に対する反論

（1）K取引方針の譲渡制限によって平成20年9月11日に生じた経済的利益は実質的にゼロであるなどとする原告の主張に対する反論

ア 原告は、本件A株式に係る経済的利益を平成20年9月11日及び同月18日の二つの異なる時期に生じている上、K取引方針による譲渡制限によって、同月11日に生じた経済的利益は実質的にゼロであり、その後、同月18日に生じた経済的利益を、本件A株式に係る正味実現可能価額、すなわち本件A株式を売却したならば得られたであろう金銭の価額を基礎として測定すべきである旨主張する。

イ しかしながら、前記2(1)のとおり、本件A株式に係る経済的利益を平成20年9月1日及び同月18日の二つの異なる時期に生じているなどとする原告の前記主張は失当である上、仮に原告の主張に従えば、原告がK従業員等としてA株式を保有し続ける限り、四半期ごとに、A株式を取引できる期間(ウインドウ・ピリオド)とそれ以外の期間が到来し、その都度、ウインドウ・ピリオドのみ価額(Bにおける市場価格)を有し、ウインドウ・ピリオド以外の期間は、常に価額が零と評価されるどころ、かかるウインドウ・ピリオドの存在を理由に、その内外で担税力の指標であるA株式の経済的利益の価値を評価することは、保有財産の評価を乱高下させて不安定にさせるものであり、およそ採り得ない原告独自の考え方であるといわざるを得ず、原告の前記主張は失当である。

(2) 株式の譲渡担保契約及び消費貸借契約に係る原告の主張に対する反論

ア 原告は、株式の譲渡担保契約及び消費貸借契約を例に挙げ、所得の認識及び評価に対して、債権的な意味での制約が影響を与えないことなどあり得ず、K取引方針による譲渡制限という債権的な意味での制約を加味して、本件A株式の価値を評価すべきであることは明らかである旨主張する。

イ しかしながら、原告の前記主張は、以下に述べるとおり、失当である。

(ア) 株式の譲渡担保契約に係る原告の主張に対する反論

a 譲渡所得(所得税法33条1項)の意義

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得(ただし、棚卸資産の譲渡など一定のものは除かれる。)をいう(所得税法33条1項)ところ、その本質は、キャピタル・ゲイン、すなわち所有資産の価値の増加益であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものであり、ここにいう「譲渡」とは、有償であると無償であるとを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念で、売買や交換はもとより、競売、公売、収用、物納、現物出資等が含まれる。

b 譲渡担保契約による所有権の移転に係る課税関係

(a)「譲渡担保」とは、約定担保物権である質権(民法342条)及び抵当権(同法369条)とは異なり、非典型担保物権とよばれる担保権である。動産については、自動車・船舶等の登記・登録の可能なものを除き、質権設定者による代理占有が禁止されており(同法345条)、非占有担保物権(債権者に目的物を引き渡さずに担保化する手段)が法定されておらず、また、不動産については、非占有担保物権である抵当権に係る設定・実行の手續が面倒で費用もかかるなど、質権と抵当権だけでは、経済社会の要求に十分応ずることができない。

こうした難点を回避するため、非典型担保物権とよばれる担保権、例えば、目的物の占有を債務者のもとにとどめたままで、その所有権を債務者から債権者に移し、債務の弁済がなければ、目的物の所有権を最終的に債権者に帰属させるといった私的実行による担保権が実務的に行われている。譲渡担保は、上記の非典型担保物権の一つであり、①債務者(譲渡担保権設定者)から債権者(譲渡担保権者)に対する所有権移転という形式を採ること、②単純な売買ではなく消費貸借契約が併存し、債務が弁済されれば債務者に所有権が戻ることという約定になっている特色があり、譲渡担保の目的物の所有権が債権者に移転されたとしても、その所有権移転は飽くまで担保目的

のものにすぎない。

(b) 譲渡担保契約による所有権の移転に係る課税関係について、東京地方裁判所平成6年11月29日判決（税務訴訟資料206号449頁。なお、同判決は、控訴審である東京高裁平成8年3月26日判決（税務訴訟資料215号1114頁）及び上告審である最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決（税務訴訟資料232号600頁）においても維持され確定している。）は、①資産の譲渡が行われた場合であっても、それが専ら債権を担保するために資産を債権者に移転するものであり、形式的には所有権が債権者に移転するものの、それはあくまで債権の担保目的の範囲に限定され、債権者はこれを担保の目的のためにのみ利用する義務を負い、債務が弁済されたときはその所有権が担保設定者に受け戻されることが予定されている場合には、所有権の移転は単に形式的なものにすぎず、その実質は通常の担保権の設定と何ら異なるところがないというべきであるから、その譲渡の時点では、いまだ資産が所有者（担保設定者）の支配を離れ、資産の値上がりによる増加益が確定的に具体化するとはいえないのであり、これをもって所得税法ないし法人税法上の資産の譲渡と解することはできず、したがって、担保として譲渡された資産が後日債務の弁済により担保提供の目的を達して担保設定者に受け戻されたとしても、その受戻しもまた同じく資産の譲渡に当たらないというべきであり、②訴外人から当該事案の原告に対する土地建物の譲渡が専ら債権を担保するために行われたものであったとすれば、同譲渡により本件土地建物の所有権はいまだ確定的に原告に帰属するには至っていないというべきであり、したがって、同原告から訴外人に対する同譲渡は、同法22条2項にいう資産の譲渡には当たらないことになると解される旨判示している。

(c) そうすると、前記aのとおり、所有する資産につき、所有権の移転等の譲渡があった場合には、一般に、譲渡所得が生ずることになるが、譲渡担保契約に基づいて資産の譲渡が行われ、当該資産の所有権が債権者（譲渡担保権者）に移転したとしても、その本質に鑑みて、その所有権の移転が実質的に担保目的であると認められる場合には、当該所有権の移転は、単に形式的なものにすぎず、実質は通常の担保権と何ら異なるところはなく、資産が所有者（担保設定者）の支配を離れ、資産の値上がりによる増加益が確定的に具体化したとはいえないから、所得税法33条1項の資産の「譲渡」には該当せず、したがって、そもそも譲渡所得は生じないと解されるのである。

(イ) 株式の消費貸借契約に係る原告の主張に対する反論

a 消費貸借とは、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずると規定され（民法587条）、消費貸借は、物の貸借でも、借りた物そのものを返す使用貸借（同法593条）や賃貸借（同法601条）と異なり、（借りた物を消費して）借りた物と同種同等同量の物を返す契約であり、そのため、消費貸借では、目的物の所有権が借主に移転し、貸主に使用収益させる義務は生じない。

b 消費貸借の典型である金銭の消費貸借契約の場合、借手は、当該消費貸借契約に基づき貸手から金銭を取得するものの、当該借手が取得した金銭は、「借入金」であり、また、株式の消費貸借契約については、証券会社において「貸株サービス」として用いられていることが多いが、借手は、貸手から株式の引渡しを受け、その所有権を得る（当

該株式を取得する)ものの、当該借手が取得する株式は、「借入金」と同様、「借り入れた株式(貸手側から見れば貸し付けた株式)」にほかならないのである。

- c そうすると、所得税法における包括的所得概念(純資産増加説)の下で、同法上の「所得」とは、人の担税力を増加させる経済的利得と解されているから、そもそも、「借入金」は「所得」に該当せず、同様に、株式の消費貸借契約によって借手が取得した株式についても、借手の「所得」には該当しないのであり、また、前記(ア) aで述べた譲渡所得の本質に鑑みても、譲渡担保契約に基づいて資産の所有権が移転した場合と同様、消費貸借契約に基づく株式の所有権の移転も、単に形式的なものにすぎず、いまだ株式が所有者(貸手)の支配を離れたとはいえないから、同法33条1項の資産の「譲渡」には該当せず、したがって、そもそも譲渡所得は生じないと解されるのである。
- (ウ) 以上のとおり、譲渡担保契約、あるいは消費貸借契約による所有権の移転について譲渡所得の課税がされないのは、原告が主張するように、当該所有権の移転に係る所得の発生を前提として、債権的な制約によって当該所得の認識及び評価が影響されるからではなく、そもそも譲渡所得を生じさせる資産の「譲渡」に当たらないことを理由とするものであるから、譲渡担保契約及び消費貸借契約を例に、債権的な制約が所得の認識及び評価に影響を与えないはずがないとする原告の主張には理由がない。

争点2に対する被告の主張の要点

第1 BにおけるA株式の株価の終値及びTTMレートによる計算方法によるべきことについて

1 所得税法36条2項は、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、それらの取得又は享受の時ににおける価額により計算するとして、いわゆる時価による旨規定している。

そして、租税法は、原則として、強行法の性質を持ち、多数の納税義務者に関わりを持つから、相手側の意思にかかわらず、同一の状況にある者は同一に、同一の状況にある事実は同一に取り扱うのでなければ、その適用がまちまちになり、納税者相互間の公平や税負担の公平を維持することが困難になることからすると、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合において、その収入すべき金額の算定においても、合理的な方法による画一的な取扱いが要請されるのである。

2 そして、証券取引所に上場されている株式の株価の終値は、単に証券市場の一定時点における取引価格を示すものではなく、証券市場を通じて、不特定多数の当事者間において、経済情勢や企業の財務情報などの種々の情報をも反映した自由競争原理によって最終的に形成された価格であり、当該株式の客観的交換価値を示すものであって、一般に時価として広く認識・利用されており、株式の時価として最も合理性を有している。

3 また、円換算は外貨と円貨との翻訳であると解されるところ、為替相場に用いるTTBレートとTTMレートとの差額又は対顧客直物電信売相場（以下「TTSレート」という。）とTTMレートとの差額は金融機関の手数料及びリスク料としての性質を有していることからすれば、外貨建取引の円換算については、金融機関の手数料等相当額を含まないTTMレートによるべきであるとする所得税法基本通達57の3-2は、外貨建取引の換算について規定する所得税法57条の3に係る取扱いとして合理性を有するといふべきであり、その基準に何ら不合理な点はない。

4 したがって、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき金額は、平成20年9月8日の、BにおけるA株式の株価の終値及びTTMレートを用いて算定すべきである。

第2 原告の主張に対する反論

1 BにおけるA株式の株価の高値と安値の単純平均価格を計算に用いる旨の原告の主張に対する反論

(1) 原告は、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき金額の算定に関して、A株式の株価については、必ずしも証券取引所における終値を用いることのみが妥当であるとはいえず、Bにおける取引価格（すなわち高値と安値の間の価格）であれば、時価としての一定の合理性があり、平成20年9月8日におけるBの取引時間内には、極めて多数の取引価格が観測されるが、一定時点における取引価格を参照するとしても、終値でなければならない合理的理由は見当たらない旨主張する。

(2) しかしながら、そもそも、証券取引所に上場されている株式の終値は高値と安値の間の価格であるところ、原告が、何を以てして証券市場における株価の高値と安値の単純平均価格が終値より一定の合理性があると主張するのか、その根拠が判然としない上に、実勢価格でない株価の高値と安値の単純平均価格が、一般投資家にとって、特定銘柄についての株取引（株価）の動向など、投資判断を行う上での有益な情報になり得るとしても、終値は、単に証券市場の取引時間内の一定時点における取引価格を示すものではなく、証券市場を通じて、不特定多数

の当事者間において、経済情勢や企業の財務状況などの種々の情報をも反映した自由競争原理によって最終的に形成された価格であって、当該株式の客観的交換価値を示すものであり、また、一般に時価として広く認識されているものであるから、株式の時価として最も合理性を有しているというべきであり、一般の納税者の確定申告における株式の評価に際して、「一定の客観的な基準によって認定された価額」（平成22年東京地判）として終値を用いることが、申告納税制度における一般納税者の申告の基準として相当である。

したがって、原告の主張には、理由がない。

2 TTBレートを計算に用いる旨の原告の主張に対する反論

(1) 原告は、円換算に係る為替レートについて、所得税法基本通達57の3-2では、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得（以下「不動産所得等」という。）を生ずべき業務に係るこれらの所得の金額の計算においては、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産については取引日のTTBレートによることができることとされているなどとして、本件においてこの方法によることを排除すべき特別の理由が見当たらず、TTBレートによる方法も合理的な換算方法と考えられる旨主張する。

(2) ア しかしながら、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合の収入すべき金額は、その価額を時価によって金銭的な価値に評価して計上することになる（所得税法36条2項）ところ、外貨建てによる金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その価額を外貨によって表される時価によって金銭的な価値に評価した上で、当該評価した金額につき、同法57条の3第1項（外貨建取引の換算）の規定に従って円に換算し、その換算後の金額が収入すべき金額となる。

つまり、外貨建てによる金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合における収入すべき金額は、当該金銭以外の物又は権利その他経済的な利益自体の価額を、外貨によって表される時価及び外国為替の売買相場によって円による金銭的な価値に評価し、当該評価した金額をもって計上することとなるのであって、金融機関において外貨を円貨に転換することにより実際に得られるであろう円貨相当額をもって当該収入すべき金額とするものではない。

加えて、円換算は外貨と円貨との翻訳であると解されるところ、為替相場に用いるTTBレートとTTMレートとの差額又はTTSレートとTTMレートとの差額は金融機関の手数料及びリスク料としての性質を有していることからすれば、外貨建てによって収入する場合の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益自体の価額の評価に当たって、外貨の円換算において上記金融機関の手数料及びリスク料に相当する額を考慮することは相当でない。

イ また、所得税基本通達57の3-2ただし書の取扱いは、不動産所得等を生ずべき業務における外貨建取引による収入及び経費に関する円換算に係る取扱いであり、従来、会計慣行として実務的に行われていたことを考慮して、不動産所得等を生ずべき業務を行う納税者に限って、継続適用を条件として、上記取扱いによることもできることとされているものである。

また、例えば、不動産所得等を生ずべき業務において、外貨によって得た収入を当該業務に係る各種支出に充てるために、当該外貨を円貨に換金して引き出す場合、あるいは、当該業務に係る仕入等経費を外貨で支払うために、円貨を外貨に換金して国外に送金する

場合など、当該業務を行うに当たって、実際に通貨交換を行う場合のTTMレートとTTBレート又はTTSレートとの差額は、当該業務に係る金融機関に対する支払手数料等（必要経費）（所得税法37条）に当たるものと解することもできる。

そうすると、不動産所得等を生ずべき業務における外貨建取引による円換算において、収入等にはTTBレートを、経費等にはTTSレートを、それぞれ継続的に用いることは、納税者の便宜にもかなうものであるが、本件のように給与所得の金額の計算においては、不動産所得等の金額の計算のように必要経費（同条）を控除することはなく、別途、給与所得控除額を控除する（同法28条2項）こととされているのであるから、外貨建取引の円換算において、金融機関の手数料としての性質が加味されたTTBレート又はTTSレートによることは相当でない。

3 A株式の株価及び円換算に用いる為替レートは、一定の合理性がある場合には、納税者の選択に委ねるべきである旨の原告の主張に対する反論

(1) 原告は、申告納税制度の下、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき金額の算定におけるA株式の株価及び円換算に用いる為替レートは、一定の合理性がある場合には、原告を含む納税者の選択に委ねるべきである旨主張する。

(2) しかしながら、租税法は、原則として、強行法の性質を持ち、多数の納税義務者に関わりを持つから、相手側の意思にかかわらず、同一の状況にある者は同一に、同一の状況にある事実は同一に取り扱うのでなければ、その適用がまちまちになり、納税者相互間の公平や税負担の公平を維持することが困難になるのであって、当事者の意思によって納税義務の内容及び履行方法を左右することは許されないものである。

そうすると、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき金額の算定においても、合理的な方法による画一的な取扱いが要請されるどころ、原告が主張するように、当該算定に当たって、いかなるA株式の株価や為替レートをを用いるかを納税者の選択に委ねるとすれば、同一の状況にあるにもかかわらず、所得金額や税額に影響を及ぼし、これらが納税者によって区々異なる結果を招来して、納税者相互間の公平が失われる結果となるのであるから、原告の主張は失当である。

争点3に対する被告の主張の要点

第1 本件判決には、以下のとおり、原告が主張するような瑕疵はなく、また、その他判決の主体、手続、形式等も含め、判決固有の瑕疵はない。

第2 本件判決書の記載に係る原告の主張は、本件判決の固有の瑕疵に当たらないことについて

- 1 原告は、本件審査請求において、本件ストック・ユニットのコンバート（convert）日（本件判決書では「転換」を「コンバート」と表記し、これを前提に当事者の主張がされていることから、以下、「争点3に対する被告の主張の要点」（別紙5-3）及び「争点3に対する原告の主張の要点」（別紙6-3）では、「転換」を「コンバート」と表記する。）が平成20年9月11日であると主張したにもかかわらず、本件判決書においては、「基礎事実」として、本件ストック・ユニットのコンバート日を同月8日とした上、当該認定に基づいて本件審査請求について棄却の判断をしたことなどが、本件判決における手続ないし形式の瑕疵に該当する旨主張する。
- 2 しかしながら、以下に述べるとおり、そもそも判決書の基礎事実は、争いのない事実のみに限って記載するものではない上、本件判決においては、審理に当たり争点及び原告の主張を十分に把握し、コンバートの要件や効果を含めAストック・ユニットの制度の内容等を総合して判断しているのであって、本件判決の手続ないし形式に瑕疵はない。

(1) 本件判決書の基礎事実は証拠資料に基づき記載したものであること

本件判決書の1(4)「基礎事実」の冒頭に、「以下の事実は、請求人と原処分庁との間に争いがなく、当審判所の調査の結果によっても認められる事実、並びに原処分関係資料及び当審判所の調査の結果によって容易に認定できる事実である。」と記載しているとおり(甲4)、そもそも本件判決書は、争いのない事実のほか、本件更正処分等の関係資料及び国税不服審判所の調査の結果によって容易に認定できる事実も、基礎事実としている。

(2) そして、原告の主張に係る本件判決書の1(4)チについては、同項の平成20年9月8日のコンバート（Convert）日という記載は、A社の本件確認書等に基づくものであり、例えば、本件確認書(乙8)では、「あなたのストック・ユニットアワードが、以下に示すとおりA（A社）の普通株式に転換されました（converted）ので、お知らせします。転換—取得日（CONVERSION-ACQUISITION DATE）：2008年9月8日」と記載され、また、本件転換履歴(乙17)においても、同様の記載がされている。このように、本件ストック・ユニットを原告に付与したA社の本件確認書等の記載において、本件ストック・ユニットが本件A株式にコンバートした日が平成20年9月8日である旨記載されているのであって、そのこと自体は、上記の証拠資料から明らかである。

本件判決は、これらの証拠資料に基づき、その用語の使い方に従って、本件判決書の同項において、「本件ストック・ユニットは、平成20年9月8日のコンバート（Convert）日に」、「A社の普通株式にコンバート（Convert）し」という表現を用いて事実を記載したものであり、当該部分は、本件更正処分等の関係資料及び国税不服審判所の調査の結果によって容易に認定できる範囲の事実を記載したものである（なお、原告は、本件審査請求に係る審査請求書で、「Conversion Date」は、「ストック・ユニットが株式に転換する日ではなく、株式を受」け「取る権利が確定する日である」、「実際の株式の引渡しは、Conversion Dateから何日かの後に行なわれる。」としており、この記載からすると、原告自身、本件審査請求の当初は、コンバー

ト日が平成20年9月8日であることを前提とした上で、そのコンバートという手続の意味内容が、株式への転換ではなく、株式を受け取る権利の確定である旨主張していたようである(乙21・別紙上から7行目以下)。

(3) 本件審査請求における争点及び原告の主張は適切に本件裁決書に記載されていること

本件裁決書の3(2)イにおいて、原告の主張として、「本件ストック・ユニットのコンバート(Convert)日は、」平成20年9月11日である」と記載していることから明らかとなり、本件裁決では、争点が、本件経済的利益について、同月8日の株価等を基に計算した金額と同月18日の株価等を基に計算した金額のいずれによるべきかという点にあるものと整理し、原告の主張については、同日の株価等を基に計算すべきであるという主張であって、その理由は、少なくとも争点を確認した時点では、本件ストック・ユニットのコンバート日は同月11日であり、本件ストック・ユニットは同日にコンバートしたという考え方であったことを十分に把握した上で、本件裁決に至ったものである。

この点、原告は、本件裁決書の3(2)イに記載されている原告の主張のうち、平成20年9月8日は、本件A株式を受領する権利が確定する日であり、原告は、この日に当該権利を取得したという部分について、原告の主張と異なる内容の記述である旨主張する。しかしながら、当該記載は、原告が本件審査請求に係る審査請求書に記載した審査請求の理由及び担当審判官の釈明(乙22)に対し、原告が回答書において釈明した内容(乙23)そのものであり、また、原告は、交付された平成24年11月29日現在の争点の確認表(乙24)に、原告の主張として当該記載と同じ記載があるにもかかわらず、特段の修正を求めてもいない(甲3)。

このように、本件裁決書の同項の当該記載は原告の主張を適切に記載したものであるから、原告の主張は明らかに失当である。

(4) 本件裁決の判断は妥当なものであること

本件裁決において、国税不服審判所長は、原告が、コンバート日である平成20年9月8日において、コンバートにより、本件A株式の支給を受けて、本件A株式に係る株主としての地位を確定的に取得したものと認めた上で(本件裁決書の4(3)イ(ロ))、本件A株式に係る給与所得の収入金額の収入すべき日は平成20年9月8日であるとし(同(ハ))、本件A株式に係る給与所得の金額の計算上収入すべき金額は、同日のBにおけるA株式の最終価格(終値)等を基に計算した金額である(同ロ)と判断した。

上記判断は、まず、同イ(イ)のとおり、Aストック・ユニットの制度、特にコンバートという言葉で表記されている手続がどのような手続であって、どのような要件の下でどのような効果を生ずるかなどについて、具体的かつ詳細に指摘し検討した上で、「このような制度の内容等を総合すると」として、被付与者は、付与されたAストック・ユニットのコンバート日において、コンバートにより、当該Aストック・ユニットに対応するA株式の支給を受けて、当該A株式の株主としての地位を確定的に取得するものと認められる旨の一般論を明らかにし、次に、同(ロ)のとおり、本件ストック・ユニットの場合について、本件裁決書の1(4)チ及び4(2)ロのとおり、原告に対し、変更後のコンバート日である平成20年9月8日付けで、本件ストック・ユニットをその数に応じたA株式にコンバートし、併せて当該コンバートにより支給された原告の本件A株式の数を開示した旨説示した上、上記判断に至ったものである。すなわち、本件裁決は、本件ストック・ユニットについて同日に行われた手続の要件や効果等が実質的にどのようなものであったかに着目して結論を導いているのであって、本件裁決

書の1(4)チでコンバート日が平成20年9月8日であるとしていることから直ちに結論を導いたものではない。また、原告の本件ストック・ユニットのコンバート日が平成20年9月8日であるとの主張についても、本件裁決書の4(3)ハにおける「請求人の主張について」という項目で理由を付して判断を示しているところである。

- (5) 以上のとおり、本件裁決書の1(4)チの「平成20年9月8日のコンバート(Convert)日」という記載は、本件更正処分等の関係資料及び国税不服審判所の調査の結果によって容易に認定できる事実を記載したにすぎず、本件裁決は、原告がコンバート日が同月11日である旨主張していることを十分に把握した上で、Aストック・ユニットの制度の内容等を総合し、本件ストック・ユニットについて同月8日に行われた手続の要件及び効果等を実質的に検討するなどして、本件A株式に係る給与所得につき、収入金額の収入すべき日を平成20年9月8日とし、収入すべき金額は同日のA株式の株価等を基に計算した金額とするものと判断したのであるから、本件裁決には、理由付記についての不備は認められず、審理も尽くされている。

なお、原告の主張は、本件裁決が、A社の本件確認書等の証拠資料の評価を誤り、本件ストック・ユニットのコンバート日を平成20年9月8日と誤って認定したとの趣旨のようにも解されるが、そのような趣旨であれば、それは、本件更正処分等を適法であるとした本件裁決の理由中における判断の当否を問題とするものにほかならず、当該主張は、結局、原処分である本件更正処分等が違法である旨をいうに帰着するものであり、本件裁決の固有の瑕疵に関する主張とはなり得ない。

第3 本件審査請求の審理手続において、原告には十分な主張の機会が与えられていたことについて

- 1 原告は、本件審査請求の審理手続において、本件ストック・ユニットのコンバート日が平成20年9月11日であることなどにつき、一切主張する機会を与えられなかったことから、本件裁決の審理手続には重大な瑕疵がある旨主張する。
- 2 (1) しかしながら、原告は、一方で、本件審査請求において、平成20年9月11日がA株式の受給日であると主張し、その旨を「争点表に対する追加コメント」と題する文書(甲3)を提出することにより説明したとも主張しており、そもそも原告の上記各主張は矛盾しているものといわざるを得ない。
(2) この点をおくとしても、以下のとおり、本件審査請求の審理手続において、原告には十分な主張の機会が与えられていたのであるから、原告の主張は失当である。
(3) 本件審査請求の審理手続の経緯

ア 処分行政庁は、平成24年8月9日付けで、国税不服審判所長に対して、本件審査請求に対する答弁書(乙33の1)を提出し、本件審査請求の棄却を求めた。

イ 国税不服審判所長は、平成24年8月22日付けで、原告に対して、答弁書の副本を送付するとともに、答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を、本件審査請求の調査及び審理を行う担当審判官に提出することができることを通知した(乙33の2)。

ウ 原告は、平成24年8月30日、担当審判官に対し、答弁書に対する反論書(乙33の3。以下「本件反論書1」という。)を提出した。

エ 担当審判官は、平成24年8月31日付けで、処分行政庁に対し、本件反論書1を送付して、当該反論書における原告の主張に対する意見を求めた(乙33の4)。

オ 担当審判官らは、平成24年9月13日、原告と面談し、本件審査請求における原告の主張の趣旨などについて聴取した(乙33の5)。

- カ 処分行政庁は、平成24年9月14日付けで、担当審判官に対し、本件反論書1に対する意見書（乙33の6。以下「本件意見書1」という。）を提出した。
- キ 担当審判官は、平成24年9月19日付けで、原告に対し、本件意見書1の写しを送付して、当該意見書について反論等があれば書面により提出するよう求めた（乙33の7）。
- ク 担当審判官は、原告との面談において聴取した原告の主張内容等（前記オ）を踏まえ、平成24年9月24日付けで、原告に対し、本件ストック・ユニットの収入計上時期等について釈明した（乙22）。
- ケ 原告は、平成24年10月2日、担当審判官に対し、前記クの釈明に対する回答書（乙23）及び本件意見書1に対する反論書（乙33の8。以下「本件反論書2」という。）を提出した。
- コ 担当審判官は、平成24年10月3日付けで、処分行政庁に対し、本件反論書2を送付して、当該反論書における原告の主張に対する意見を求めた（乙33の9）。
- サ 処分行政庁は、平成24年10月22日付けで、担当審判官に対し、本件反論書2に対する新たな意見はないとする意見書（乙33の10。以下「本件意見書2」という。）を提出した。
- シ 担当審判官は、平成24年10月26日、原告との電話連絡において、原告に対し、①原告に本件意見書2を送付したこと、及び②原告と処分行政庁との双方の主張などを整理した「争点の確認表」を作成し、後日送付するので、「争点の確認表」の内容について修正すべき点があれば書面にて指摘してほしい旨を伝えた（乙33の11）。
- ス 担当審判官は、原告に対し、平成24年11月12日現在の「争点の確認表」（乙33の12）を送付した。
- セ 原告は、平成24年11月22日、担当審判官に対し、前記スの「争点の確認表」（乙33の12）に対する意見を記載した「争点表に対するコメント」（乙33の13）を提出した。
- ソ 担当審判官は、平成24年11月29日、原告との電話連絡において、原告に対し、「争点の確認表」（乙33の12）の内容等について説明をするとともに、原告の「争点表に対するコメント」における意見を反映させた「争点の確認表」を改めて作成して送付することを伝え（乙33の14）、原告に対し、原告の上記意見を反映させた同日現在の「争点の確認表」（乙24）を送付した。
- タ 原告は、平成24年12月4日、担当審判官との電話連絡において、同審判官に対し、コンバート日は平成20年9月8日ではないという主張を追加したい旨の申出をした。この申出に対して、担当審判官は、「結構である。参考とさせてもらう。」「主張に関することであれば、文書で出してもらったほうがよい。」と応じた（乙33の15）。
- その後、原告は、担当審判官に対し、本件ストック・ユニットのコンバート日は平成20年9月8日ではなく同月11日である旨を記載した「争点表に対する追加コメント」（甲3）を提出した。
- チ 担当審判官は、平成24年12月17日、原告との電話連絡において、原告に対し、「争点表に対する追加コメント」（甲3）の内容をも含めて検討し、本件審査請求につき、裁決書で国税不服審判所の判断を示すことになる旨説明したところ、原告は、コンバート日については、記載したとおりの解釈を行えば、平成20年9月8日ではなく同月11日の

入庫日であると整合的に理解できると思う旨述べた上で、担当審判官の上記説明を了承した（乙33の16）。

ツ 国税不服審判所長は、平成25年1月18日付けで、本件裁決をした（甲4）。

(4) 本件審査請求の審理手続において一切主張の機会が与えられなかったとの原告の主張が失当であること

前記1のとおり、原告は、本件審査請求の審理手続において、本件ストック・ユニットのコンバート日などにつき、一切主張する機会が与えられなかったから、本件裁決の審理手続には重大な瑕疵がある旨主張する。

しかしながら、前記(3)の本件審査請求の審理手続の経緯からも明らかなとおり、本件審査請求の審理手続において、原告には、十分な主張の機会が与えられていたのであって、原告は、本件審査請求に係る審査請求書（乙21）を始め、答弁書などに対する反論書、担当審判官らとの面談、担当審判官の釈明に対する回答書、「争点の確認表」に対する意見書等を通じて、自らの主張を述べるとともに、処分行政庁の主張に対する反論も行っているのである。そして、前記(3)チのとおり、担当審判官が、原告に対し、本件審査請求につき、原告の主張を検討し、本件裁決書において国税不服審判所の判断を示す旨の説明を行い、原告もこれを了承していたことからすれば、原告は、この時点において、十分にその主張を尽くしていたものと認められるのである。

したがって、本件審査請求の審理手続において、原告に一切主張の機会が与えられなかったとは到底認められず、また、担当審判官が一方的に審理を打ち切ったなどの事実もないから、原告の上記主張は失当である。

争点1に対する原告の主張の要点

第1 K取引方針による譲渡制限が解除された平成20年9月18日をもって本件経済的利益を測定すべきであることについて

1 本件株式報酬制度における転換日 (conversion date) について

(1) 本件株式報酬制度には、被付与者がA株式を受給するのは、「Scheduled Conversion Date」(予定転換日)である旨定められ(2005年証書2(b))参照、当該日は「the fifth business day of the fourth quarter or as soon thereafter as administratively practicable」(第4四半期の5営業日目若しくは(株式の交付に要する)事務手続上必要な期間)という期間、すなわち特定の時点ではなく、一定期間として定義されており(同21(v))、原告の本件A株式の予定転換日(scheduled conversion date)は、平成20年9月11日であったというべきである(甲2)。

(2) また、本件通知書(乙7)の表には、「Delivery Date」(引渡日)が平成20年9月8日である旨記載され、同日を「Conversion Date(転換日)」と呼称しており、また、本件確認書(乙8)では、「The delivery of shares(株式の引渡し)」に最大5営業日を要すると記述されている。すなわち、引渡日=転換日との前提に立ったうえで、株式の引渡しに最大5営業日を要するとしているのである。また、被告は、「Delivery」という英語を、一方で「引渡し」と訳し、他方で「移管」と訳すが、いずれも元の英語表現は「Delivery」又は「Delivery Date」であり、転換日=引渡日=移管日と理解するのが最も合理的である。すなわち、原告は引渡しを受けた後のA株式について同株式の所有者としての権利を確定的に取得するのであり、引渡し前の段階で、株主としての全ての権利を取得していると整理するのは極めて不自然かつ非合理的である。

(3) さらに、A株式は、Aストック・ユニットの転換時に引き渡され、被付与者は、Aストック・ユニットの転換後、A株式の実質所有者となることを鑑みれば、転換と引渡しは同じ事象であり、当該引渡しによってA株式の実質所有者になると解するのが最も合理的な解釈であり、本件株式報酬制度において、「Conversion」と表現されている「転換」は、A株式を引き渡す(「Delivery」する)ことを意味することになる。やや本件A株式の転換とは文脈は異なるが、2005年証書において、「your vested stock units will convert into K common stock as soon as administratively practicable」(同4頁)という表現が用いられていることからわかるように、転換と引渡しの時期について、転換時にAストック・ユニットがA株式に転換するものの、事務手続を要するため、当該株式の引渡しは後日になるとされているのではなく、事務手続を要する場合にはAストック・ユニットからA株式への転換が遅延するとされているのである。さらに、前記のとおり、予定転換日(Scheduled Conversion Date)に、それぞれA株式1株に転換されると記述されている予定転換日は、英文では「the fifth business day of the fourth fiscal quarter of 2010 or as soon thereafter as administratively practicable」と定義されており(なお、米国では9月の第一月曜日はLabor Dayであるため、第5営業日が平成20年9月8日となる)、転換が平成20年9月8日に生じ、事務手続に数日を要する場合には引渡しは後日になるのではなく、転換が必ずしも平成20年9月8日に行われるとは限らず、事務手続を速かに実行する限りにおいては、その日以後の日になることも

あり得ることが明記されているのである。

- (4) 以上からすれば、原告の本件ストック・ユニットの転換日 (conversion date) は、原告の証券取引口座に本件A株式が在庫された平成20年9月11日というべきである。

そして、仮にそう解さなければ、株式の引渡しを受けていないにもかかわらず、被付与者が実質的株主としてのあらゆる権利を取得する (すなわち実質株主として登録されていないにもかかわらず、議決権を行使することができてしまう等) というように極めて不合理な事象が生じてしまうことになる。

- 2 本件経済的利益に係る給与等の収入すべき日は、K取引方針による取引制限が解除された平成20年9月18日であることについて

- (1) 所得税法36条1項における権利確定主義は、「収益の認識に関する権利確定主義の見地からすると、権利等が確定したというためには、単に当該権利等が発生しただけではなく、権利等が具体的に実現する可能性が客観的に認識できる状態にまで高められていなければならない」(前掲松山地方裁判所平成7年2月24日判決)と解されており、もともと所得税は、究極的には実現された収支に対応する所得を対象とすべきものであるから、権利確定の時期を決定するについては、できる限り収入実現の蓋然性の高い時点を選ぶべきであり、通常経済人であればその実現に努力すると考えられ、また、それが可能であると考えられる状態が到来した時点をもって、権利確定の時期とすべきである(可部恒雄・最高裁判所判例解説民事篇昭和46年度649頁)と解説されている。被告も、同項の収入すべき時期について、収入の原因となる権利の確定する時期、すなわち、収入実現の蓋然性が高い時点をもって、同項の収入すべき日と解すべきであると考えられる。

- (2) この点について、実現する収入が金銭であれば、その収入金額に相当する金銭債権が確定した時期が収入実現の蓋然性が高い時点ということになり、収入金額の測定の問題は特段生じないが、その収入が(その価額が刻々として変動する)株式である場合には、所得の認識時期に加えて所得の測定の問題についても検討する必要性が生じる。すなわち、平成20年9月11日において原告が本件A株式の引渡しを受けていることを鑑みれば、その時点において所得として認識すべき経済的利益は生じているものの、本件A株式はK取引方針による譲渡制限が課されており、本件A株式に係るK取引方針が解除される同月18日までの期間は、原告は本件A株式を譲渡することができなかったことを鑑みれば、同月11日から同月18日までの期間における原告にとっての本件A株式に係る正味実現可能価額(すなわち仮に本件A株式を売却したならば得られたであろう金銭の価額)は実質的にゼロであり、本件A株式に係る収入金額は実質的にゼロであったと考えられる。その後、K取引方針が解除された同日において初めて本件A株式を譲渡することが可能となったことに起因して、(同月11日において生じた経済的利益とは異なる)経済的利益が同月18日に生じたと解すれば、当該経済的利益は、同日における本件A株式に係る正味実現可能価額、すなわち本件A株式を売却したならば得られたであろう金銭の価額を基礎として測定することが妥当と考えられる。

すなわち、本件A株式に係る経済的利益は、同月11日及び同月18日の異なる二つの時期において生じており、同月11日において生じた経済的利益(の測定)は実質的にゼロであり、同月18日において生じた経済的利益(の測定)はその時におけるBにおける取引価格を参照して算定されるべきである。

また、所得税法36条1項において認識すべき所得は同条2項において評価すべきであって、

同月11日において認識すべき所得があるとすれば、その評価にはK取引方針による譲渡制限を考慮すべきであり、その場合には、同月18日において債権的な制約が消滅したことによる経済的利益を、その時における本件A株式の価額を基礎として評価すべきである。

- (3) 本件A株式に係る給与所得を認識すべき時期に関していえば、平成20年9月8日の時点では、本件A株式が原告に引き渡されていなかったことから、時々刻々とその価値が変動する本件A株式にあつては、同日にその経済的利益をその時における証券取引所の取引価額で実現することは不可能であつた。現に、同日において●ドル（同日の高値）あつたA株式の株価は、その10日後の同月18日には●ドル（同日の安値）まで下がっており、通常の経済人が努力すれば実現が可能であつた状態とは到底いえず、所得が具体的に実現する可能性が、客観的に認識できる状態にまで高められていたとはいえない。
- (4) 所得税が究極的には実現された収支に対応する所得を対象とすべきものであることに鑑みれば、株式の引渡しを受けていない平成20年9月8日における株価（したがって、到底実現することができない収入）を基礎として算定した所得に対して所得税を課すことは、所得税の本旨にもとる処分である。税務行政は、納税者と課税庁との信頼関係の上に成り立っており、平時において、本件のごとき株式アワードに係る所得の算定方法について具体的な指針を提示することなく、株価が約4分の1に急落するという特殊な状況において、納税者の足元をすくうような更正処分によって架空の所得に納税を強いることは、到底受け入れることはできず、被告の処分を速やかに取り消されたい。

第2 被告の主張に対する反論

- 1 原告の平成20年9月8日における本件A株式に係る権利の取得状況に関する被告の主張に対する反論

- (1) 原告が平成20年9月8日に物権的な意味で本件A株式を取得した旨の被告の主張に対する反論

被告は、原告が平成20年9月8日に物権的な意味で本件A株式を取得した旨主張する。しかしながら、原告が同月11日まで本件A株式の引渡しを受けていないことからすれば、上記主張は誤りである。

また、被告は、デラウェア州の私法上、無券面証券である株式について、証券の取得者は、証券の引渡しを受けた場合又はセキュリティ・エンタイトルメントを取得した場合、証券又は当該証券により表象される権利を取得し、その支配権を有することになるところ、原告においては、前者によって、平成20年9月8日、デラウェア州の私法上も本件A株式を取得した旨主張する。しかしながら、本件A株式の引渡し（原告の証券取引口座への登録保有者としての登録）が行われたのは、同月11日であり、原告は同日まで本件A株式をデラウェア州の私法上も取得していなかったものであって、上記主張は誤りである。

- (2) 原告が平成20年9月8日に債権的な意味で本件A株式を取得する権利を取得した旨の被告の主張に対する反論

被告は、仮に、原告が、デラウェア州の私法上、本件A株式を物権的な意味で取得した日が、本件A株式が原告の証券取引口座に実際に移管された平成20年9月11日であるとしても、原告は、同月8日に債権的な意味での本件A株式を取得する権利を取得しており、債権的な意味での本件A株式に係る所得を認識し、本件A株式の客観的交換価値に基づいて評価すべきである旨の主張もしているものと推測される。

しかしながら、被告は債権的な意味しか持たないK取引方針について、その所得の認識及び評価への影響を否定しており、この主張に従えば、債権的な意味しか持たない権利、すなわち原告が本件A株式についてA社から引渡しを受ける権利については、所得を認識する必要はなく、また、仮に所得を認識する場合でも、A株式の客観的交換価値に基づいて評価することはできないということになる。また、債権的な意味での本件A株式を取得する権利は、当該権利が市場において取引されていないことは明らかであり、被告が主張する市場性がなく、市場価格が形成されていないような場合に該当し、したがって、金銭的に測定可能な経済的価値を有していないこととなり、所得税法36条1項に規定する収入すべき金額に該当するとみることができないということになる。

前記のとおり、被告は、一方で、原告は平成20年9月8日において物権的な意味において本件A株式を取得しており、債権的な意味しか持たないK取引方針については、所得の認識及び評価に影響はしない旨主張しており、他方で、原告が本件A株式を取得した日が、同月11日であると解されたとしても、債権的な意味での権利は確定しており、所得の認識及び評価に影響はないとして、債権的な意味での権利に係る取扱いについて異なる立論をしている。原告が物権的な意味での株式を取得したのは同日であることは客観的事実であり、また、債権的な意味において原告が同月8日に本件A株式を受け取る権利を取得していたとしても、その評価は被告が主張するところの客観的交換価値を基礎として評価することはできないのであり、いずれにしても被告の主張は誤りであるといわざるを得ない。

(3) 被告の主張の変遷及び矛盾について

被告は、原告が平成20年9月8日に本件A株式の引渡しを受け、本件A株式を取得したなどと主張する一方、同日には本件A株式の引渡しを受けておらず、本件A株式自体を取得していたわけではなく、本件A株式を取得できる権利を取得していたなどと主張しており、その主張は変遷し、矛盾しているものといわざるを得ない。

当該矛盾は、被告がAストック・ユニットに係る転換日と引渡日が別個のものであるという誤った前提に基づいて立論することから生ずるものというべきである。

2 K取引方針における譲渡制限に係る被告の主張に対する反論

(1) K取引方針が債権的な取引制限にすぎないなどとする被告の主張に対する反論

ア 被告は、A株式の所有権とK取引方針における譲渡制限の関係について、物権的に、売却処分権を含めたあらゆる本件A株式の所有者としての権利が原告に移転し、K取引方針は、いわば債権的に、A社との関係において、原告に帰属する売却処分権を制約するものにすぎないとし、K取引方針における取引制限がデラウェア州会社法による株式の譲渡制限とは本質的に異なるものであると主張する。

イ この主張について、証券取引所において、不特定多数の証券取引所の参加者の間で取引を成立させるための必要条件として、証券取引所の取引の対象資産は標準物でなければならないことは当然であり、物権的な意味での譲渡制限がないからこそ、A株式は証券取引所で取引され得るのであり、K取引方針がA株式自体に付着している制限でないという点についての争いはない。

ウ しかしながら、債権的な意味での譲渡制限であるK取引方針が、所得の認識の時期及び評価に影響を与えないという点について、被告の主張は明らかに誤っている。

例えば、譲渡担保契約において譲渡される株式の所有権は、担保権設定者から担保権者に

移転する。すなわち、担保権者は物権的に、売却処分権を含めたあらゆる株式の所有者としての権利を取得するが、債権的に担保権設定者との関係において、一定の条件が成就した時に、当該株式を担保権設定者に返還しなければならないという債権的制約を受けることになるが、被告の立論に従えば、物権的に株式の所有者としての権利を取得した時点における（債権的な意味での当該制約を考慮しないところでの）客観的交換価値をもって株式の取得を認識するということになるだろうが、所得税法上そのように取扱われないことは論をまたない。譲渡担保契約における形式的な所有権の移転は、同法上譲渡として取り扱われない（担保権者の側においては取得として取り扱われない）ことは確立した慣行である。すなわち、物権的な意味で株式の（又は株式に表象される）権利が移転したとしても、債権的な制約によって、株式（又は株式に表象される権利）が移転したことにすらならないことを鑑みれば、債権的な制約が所得の認識及び評価に影響を与えないはずがないことは明白であり、物権的な意味での権利のみに着目して、所得の認識及び評価が決定されるという立論は失当である。また、株式の消費貸借契約を例にとれば、株式の借手は、株式の所有権すなわち株主としての全ての権利を取得し、取得した株式を当然にして売却処分することもでき、議決権を行使することもできるが、そのことをもって、その時の当該株式の客観的交換価値である証券取引所の取引価格（終値）で株式を取得したとして所得を認識し、評価するということにはならないことは確立した実務慣行である。それは、消費貸借契約において、同種同量の株式を返還しなければならないという債権的な制約が課されているからにはほかならず、この例からも明らかなおとおり、所得の認識及び評価に対して、債権的な意味での制約が影響を与えないことなどあり得ず、K取引方針による譲渡制限という債権的な意味での制約を加味した本件A株式の価値が、譲渡制限がない証券取引所で取引され得る標準物としてのA株式と異なるものであることは明らかであり、所得の評価において基礎とすべきは、被告がいうところの客観的交換価値、すなわち、A株式の証券取引所の取引価格（終値）ではなく、原告が取得した本件A株式に固有の価値、すなわち物権的な意味におけるA株式に債権的な意味における譲渡制限を加味して算定すべきであることは明らかである。

(2) ウインドウ・ピリオドの内外でA株式の経済的利益の価値を評価することは、評価を不安定にさせるもので、許されない旨の被告の主張に対する反論

ア 被告は、ウインドウ・ピリオドの存在を理由に、その内外で担税力の指標であるA株式の経済的利益の価値を評価することは、保有財産の評価を乱高下させて不安定にさせるものであり、およそ採り得ない考え方である旨主張する。

イ しかしながら、原告は、譲渡制限が課されるたびに、取得した株式について所得が生じるということを主張しているのではなく、株式を取得する時点において譲渡制限が課されている場合に、当該譲渡制限が所得の認識及び評価に対して与える影響について、これを考慮すべきと主張しているのであって、ひとたび取得した本件A株式についてK取引方針によって債権的な意味で譲渡制限が課されるたびに所得が生じるということを主張しているわけではない。

このことは例えば譲渡担保契約における類似によって説明することができる。譲渡担保契約において、担保物件である株式の所有権が担保設定者から担保権者に移転した後に、譲渡担保の実行によって担保権者が当該株式を取得する場合（すなわち当該株式の返還義務が消滅した場合）、当該株式の所有権は、譲渡担保契約時から担保権者に移転しており、担保実

行時に担保権者に移転するわけではなく、担保実行時には、債権的な制約（株式返還義務）が消滅したにすぎないのであるが、所得税法上は、（譲渡担保契約時ではなく）担保実行時において、その時の株式の価額によって、担保権者が当該株式を取得したのものとして取り扱われる。この取扱いは、本件A株式に係る債権的な制約である譲渡制限が解除されたときに株式の取得をその時の価額で認識すべきという原告の主張と同様の取扱いである。担保権者が（同法上）ひとたび取得したとされる株式について、事後に当該株式に別途の契約において譲渡制限が課されたとしても、当該株式を保有する限りにおいて所得を認識することがないのと同様に、本件A株式についてK取引方針による譲渡制限が課され、また解除されるごとに、所得を認識する必要はない。

（3）株式の譲渡担保契約及び消費貸借契約に係る被告の主張に対する反論

ア 被告は、譲渡担保契約、あるいは消費貸借契約による所有権の移転について譲渡所得の課税がされないのは、原告が主張するように、当該所有権の移転に係る所得の発生を前提として、債権的な制約によって当該所得の認識及び評価が影響されるからではなく、そもそも譲渡所得を生じさせる資産の譲渡に当たらないことを理由とするものであるから、譲渡担保契約及び消費貸借契約を例に、債権的な制約が所得の認識及び評価に影響を与えないはずがないとする原告の主張には理由がない旨主張する。

イ しかしながら、以下のとおり被告の主張は失当である。

（ア）「債権的」な制約の考え方について

前記のとおり、被告は、譲渡担保契約や消費貸借契約の考え方の本件への援用に係る原告の主張について、所有権の移転に係る所得の発生を前提として、債権的な制約によって当該所得の認識及び評価が影響されるものと整理しているが、原告は、物権的な意味で株式の所有権が移転したとしても、譲渡担保契約や消費貸借契約にあるように債権的な制約によって、株式が移転したことにならない所得税法上の取扱いを鑑みれば、物権的な意味での権利の移転のみに着目して、所得の認識及び評価が決定されるという被告の立論は失当であると主張しているものであり、所有権の移転に係る所得の発生を前提としているのではなく、むしろ、物権的な意味で、所有権の移転があつたとしても、債権的な制約によって、（譲渡する側においては）所得が発生しないこともある（譲り受ける側においては、株式の取得を認識しないこともある）と主張するものである。

そして、K取引方針は、K従業員等が、これに違反して取引した場合には、当該取引から生じるあらゆる利益が没収され、また、あらゆる損失が請求の対象となり、雇用の終了及び民事又は刑事訴訟まで幅広い制裁の対象となるとされており、実質的に強制力を持った債権的な制約であることが考慮されるべきである。

（イ）債権的な制約であるK取引方針の所得の認識及び評価への影響について

K取引方針による譲渡制限という債権的な制約を加味した本件A株式の価値が、譲渡制限がなく証券取引所で取引され得る標準物としての一般のA株式と異なることは明らかであり、所得の評価において基礎とすべきは、被告がいうところの客観的交換価値、すなわち、A株式の証券取引所の取引価格ではなく、原告が取得した本件A株式に固有の価値、すなわち物権的な意味におけるA株式に債権的な意味における譲渡制限を加味して算定すべきであることは明らかである。

このことを前提とすれば、本件A株式は、被告が主張するところの市場価格が形成され

ていない場合に該当し、金銭的に測定可能な経済的価値を有していないこととなり、担保力を増加させる経済的利得に当たるとはいえないから、平成20年9月8日において所得を認識すべきではないということになる（認識すべきであるが評価がゼロであるといってもその結果に違いはない）。

(ウ) 債権的な制約が解除される場合の考え方について

譲渡担保契約において、担保物件である株式の所有権が担保設定者から担保権者に移転した後に、譲渡担保の実行によって担保権者が当該株式を取得する場合（すなわち当該株式の返還義務が消滅する場合）、当該株式の所有権は、譲渡担保契約の実行時に、既に担保権者に移転しており、担保実行時に担保権者に移転するわけではない。担保実行時には、債権的な制約（株式返還義務）が消滅したにすぎないのであるが、所得税法上は、（譲渡担保契約実行時、すなわち所有権の移転時ではなく）担保実行時（すなわち、債権的な制約が解除された時）において、その時の株式の価額によって、担保権者が当該株式を取得したのものと取り扱われる。この取扱いは、本件A株式に係る債権的な制約である譲渡制限が解除されたときに株式の取得をその時の価額で認識すべきという原告の主張と整合的な取扱いである。

(4) 平成22年東京地判及び平成23年東京地判に係る被告の主張に対する反論

被告が引用する平成22年東京地判では、長期保有の約束をもらっているという趣旨の文言があり、そのような趣旨の合意の存在は認められるものの、その合意内容を具体的に示す契約書等の証拠がないためその詳細は不明であり、その合意が法的拘束力を有するものか、いわゆる紳士協定にすぎないものかは明らかでなく、また、同じ内容の確約書に署名している組合員は、譲渡禁止とされている120万株を含む349万株を譲渡禁止期間とされている平成18年中に証券取引所を通じて譲渡している事実が認められることからすれば、その確約書に基づく合意についても、果たして法的拘束力があるものか、いわゆる紳士協定にすぎないものか明らかでないとして、譲渡制限について、実質的に法的拘束力を有するものであるという認定はしていない。

また、同様に、被告が引用する平成23年東京地判においても「原則として」と定めていることから明らかなように、譲渡を例外的に許容する余地を残しており、覚書には約束に違反した場合に関する条項が設けられていないことを併せ考慮すると、約束の法的拘束力の有無・程度は不明であって、覚書の存在のみをもって組合との間の約束がこれに違反した場合の損害、責任等を生じさせ得る法的拘束力を有するものであると認めるに足りるものとまではいえず、原告は譲渡禁止期間である平成18年中に、369万株のうち349万株を証券取引所を通じて譲渡したことが認められ、この事実をも併せ考慮すると、約束は、単なる紳士協定であったと推認されるとして、平成22年東京地判と同様に、譲渡制限に法的拘束力があつたという認定はしていない。

一方、K取引方針については、同方針に従わなかった場合の従業員の潜在的損失に鑑みれば、実質的に拘束力のある規定であり、明らかに本件と平成22年東京地判及び平成23年東京地判とは、前提となる事実関係が異なる。

被告は、平成22年東京地判及び平成23年東京地判を引用し、株式を自由に処分できるか否かは、所得の認識の時期及び当該株式の客観的交換価値に具体的な影響を及ぼすものとはいえない旨主張しているが、上記のとおり、契約上は法的拘束力を有するものであつたとしても、

譲渡性を客観的に制限するものではなかったという認定に基づいた判例であることを鑑みれば、本件における参考にはならない。

3 被告が提出する意見書等について

(1) I 報告書及びJ 報告書について

ア (ア) 被告は、I 報告書及びJ 報告書では、米国法の観点から、原告が、平成20年9月8日に、本件A株式の実質株主となり、その受益所有権を取得して、同株式のあらゆる権利を取得していることは明らかである旨指摘されており、同日に、本件A株式を取得する権利にとどまらず、同株式のあらゆる権利を取得したことにまで言及されているとして、同日に、原告が本件A株式に係るあらゆる権利を取得していると主張している。

(イ) しかしながら、I 報告書及びJ 報告書では、平成20年9月8日に本件A株式の引渡しがあったことを前提として論述されており、同日において、株式の引渡しが行われていないという状況を前提とした場合に、原告が実質的株主となった時点がいつかという重要な争点について分析されていない。また、J 報告書では内国歳入法及び米国財務省規則を引用し、所得の認識時期について論じているが、米国においては、同日が所得の認識日であったとしても、同日において株式の引渡しが行われ、更に所得税を源泉徴収することができるなど、前提となる事実が著しく異なり、我が国における税務上の取扱いを争っている本件の参考にはならない。

イ また、被告はI 報告書について「1978年のニューヨーク州最高裁判所判決がある」(被告準備書面(3)第1の3(5)・11頁)ことを引用して、「原告は、同株式の実質的所有者として、A社に対する株式買取請求権を有していたのであるから、同株式が金銭的に測定可能な経済的価値を有していないことにならない」(同第5の2(2)・28頁)と結論しているが、K取引方針を鑑みれば、米国における最高裁判所判決があることをもって、原告がA社に対して平成20年9月8日に本件A株式の買取請求をすることなどできたはずもなく、被告の立論は失当である。

(2) G鑑定意見書について

ア G鑑定意見書では、K取引方針におけるウインドウ・ピリオドというのは、A社が独自に定めたものであり、それ以前に、原告が本件A株式を取得できないなどと解することは不合理であり、この取引制限は、いわゆる譲渡制限付き株式に適用される会社法の規定に基づく株式に対する譲渡制限とは異なり、A社の定める私的な取引制限であり、飽くまでK従業員等であるという原告の属性ないし地位に基づく人に対する制限であることを理由として、本件A株式とBで取引されているA株式とは何ら経済的な差異は存在しない旨立論し、K取引方針による取引制限の存在を理由に、本件A株式を譲渡することができなかった平成20年9月8日の時点で、A株式の市場価格相当額の担税力を増加させる経済的利益を確定的に取得していなかったと評価すべきである旨の原告の主張は、株式を売却して現金を受け取らない以上、課税すべきではないというのと同じであり、権利確定主義という考え方にも反している旨整理されている。

そして、被告は、G鑑定意見書の立論に従い、K取引方針におけるK有価証券の取引制限は、本件株式報酬制度及びK取引方針の規定上、本件A株式自体に特別な制限を加えるものではなく、本件A株式に市場性(金銭的に測定可能な経済的価値)があることには何ら変わりはないし、そもそも、当該取引制限は、本件A株式の売却等が制約されるにすぎないので

ある、これは米国私法等の観点からも同様であると主張する。

イ しかしながら、G鑑定意見書では、原告の属性ないしは地位に基づく人に対する制限は、本件A株式のものとしての価値に影響を及ぼすものではなく、本件A株式の価値は、Bで取引される一般のA株式の価値と変わらない旨主張するが、いわば債権的な人に対する制約が、金融資産の評価に影響を与えないとするのは、あまりに金融というものを知らなすぎる推定であり、失当である。このことは、株式のレポ取引（買戻条件付消費貸借取引）において、取引される株式の所有権が、貸貸人から賃借人に移転する（すなわち、議決権、配当請求権等の権利も賃借人に移転する）一方で、賃借人がそのことをもって株式の取得を認識する実務ではないことを鑑みれば、論をまたない。すなわち、G鑑定意見書の立論に従えば、株式のレポ取引の対象である株式に債権的な人に対する制約（買戻条件付消費貸借契約）があったとしても、その株式自体は、証券取引所で取引される株式と同じ株式である以上、両者に何ら経済的な差異は存在しないので、レポ取引を通常の売買取引として所得を認識・測定すべきということになるのであり、非合理極まりない結論を導くことになるのである。

また、G鑑定意見書では、原告の主張について、株式を売却して現金を受け取らない以上、課税すべきではないというのと同じであるとしているが、取得した株式を売却することができたか否かが重要なのであり、結果として売却して現金を受け取ったか否かが重要なのではない。本件A株式に関していえば、平成20年9月18日まで原告は本件A株式を売却することはできなかったのである。

争点2に対する原告の主張の要点

第1 BにおけるA株式の株価の高値と安値の平均価格及びTTBレートによる計算方法を用いることも合理的であることについて

- 1 まず、「終値」を用いることについて、被告は、市場における売買の結果の価格であり、企業が保有する金融資産において時価評価を行う際、証券取引所において公表されている取引価格の終値を優先して適用することとされている旨主張している。そして、金融資産の時価評価は、決算日における貸借対照表価額の算定の問題であり、貸借対照表価額が期末（すなわち決算日終了時点）における財産状況を表示することを基本とするものであることを鑑みれば、同日における寄付金又は高値若しくは安値等ではなく、最終取引価格であるところの終値を用いることについて一定の妥当性があると考えられる。

しかしながら、本件は、本件A株式を取得することによる経済的利益についてどう測定すべきかという問題であり、必ずしも証券取引所における終値を用いることのみが妥当であるとはいえない。すなわち、本件A株式を取得することによる経済的利益の価額は、所得が実現した日において、仮に証券取引所を通じて本件A株式を取得したならば出金したであろう金銭の価額又は仮に証券取引所を通じて本件A株式を売却したならば得られたであろう金銭の価額をもって測定すべきと考えられ、その日におけるBにおける取引価格（すなわち高値と安値の間の価格）であれば、時価として一定の合理性があるものと考えられ、平成20年9月8日におけるBの取引時間内には、極めて多数の取引価格が観測されるが、一定時点における取引価格を参照するとしても、終値でなければならぬ合理的理由は見当たらない。

そこで、原告は、高値と安値の単純平均価格を経済的利益の算定の基礎として使用したものである。

- 2 次に、TTMレートを用いることについて、被告は、所得税法基本通達57の3-2において、TTMレートを用いることを明らかにしていると主張している。しかしながら、同通達では、不動産所得等を生ずべき業務に係るこれらの所得の金額の計算においては、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産については取引日のTTBレートによることができることとされている。これは、外貨建ての売上その他の収入又は資産について、非金融部門の一般納税者は、金融機関で外貨を邦貨に両替する場合に、一般にTTBレートによらざるを得ないことを勘案したものであり、原告は、本件においてこの方法によることを排除すべき特別の理由が見当たらないと判断し、TTBレートによる方法を選択した。

そこで、原告は、TTBレートによる方法で換算した。

第2 被告の主張に対する反論

- 1 申告納税制度の下では、経済的利益の評価において使用する株価に関し、特段の理由がない限り、納税者の申告が尊重されるべきであることについて

(1) ア 被告は、原告が、何をもってして高値と安値の単純平均価格が終値より一定の合理性があると主張するのか、その根拠が判然としないとしている。

イ しかしながら、そもそも原告は、終値よりも単純平均価格の方がより合理的であるとは主張しておらず、終値でなければならぬ合理的理由は見当たらないと主張しているにすぎない。

(2) ア また、被告は、終値について、一定時点における取引価格を示すものではなく、不特定多数の当事者間において、最終的に形成された価格である旨主張している。

イ しかしながら、終値は、証券取引所における立会内取引の終了時点における取引価格であり、立会内取引が終了した後も、立会外取引は継続しており、その取引価格は時々刻々と変化することを鑑みれば、終値は一定時点における取引価格にすぎないのであり、終値とその他の価格を区別すべき特段の理由は見当たらない。所得税法36条2項では、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額について、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額を所得計算における収入金額とすべきことを規定しているにすぎず、申告納税制度において、納税者である原告が享受する時における価額として、所得を認識すべき日におけるA株式の証券取引所の取引価格の高値と安値の間であるところの単純平均価格を使用して算定した価額を申告し、当該価額に一定の合理性がある場合に、あたかも「終値」が唯一無二の絶対的な価額であり、「終値」でなければ認められないとして、当該申告を否認すべき特段の理由はない。一日という期間を考えた場合に、証券取引所における株価は一般的にピンポイントの唯一無二の価格として特定できるものではなく、レンジとして形成されることは当然の慣行であり、原告は単純平均価格と終値のどちらがより合理的かということを議論しているのではなく、原告が使用した単純平均価格を排除すべき特段の理由はないと主張しているにすぎない。申告納税制度のもとで、仮に本件において、他の納税者が当初申告において、終値を用いて本件A株式に係る収入金額を算定したとしても、原告はこれを否定すべきと主張するものではない。

2 外貨の換算において金融機関の手数料を控除することを否定する特段の理由はないことについて

(1) 被告は、①本件経済的利益に係る収入すべき金額の算定における外貨の換算について、金融機関の手数料等としての性質を有するTTBレート又はTTSレートとTTMレートとの差額を考慮することは相当でないとし、また、②不動産所得等を生ずべき業務を行う納税者については、TTBレート又はTTSレートによることも認められるとしても（所得税法基本通達57の3-2ただし書）、給与所得の金額の計算においては、不動産所得等の金額の計算のように必要経費（所得税法37条）を控除することはなく、別途、給与所得控除額を控除する（同法28条2項）こととされていることから、金融機関の手数料としての性質が加味されたTTBレート又はTTSレートによることは相当でない旨主張している。

(2) しかしながら、この主張がいかに関理性のない主張であるかは、以下の数値例をみれば明らかである。

ある納税者に、不動産所得等に係る100ドルの収入と80ドルの経費があるとき、被告が認められると主張している換算方法は、(TTBレート99円、TTSレート101円として計算した場合)収入と経費の差額の20ドルに対してTTBレートを用いる方法ではなく(その場合の円建ての所得金額は1980円)、収入の100ドルにTTBレートを用い、経費の80ドルにTTSレートを用いる方法である(その場合の円建ての所得金額は1820円)。その理由として、不動産所得等を生ずべき業務においては、外貨によって得た収入を円貨に換金し、経費を支払う場合に、円貨を外貨に換金して送金する場合には、TTMレートとTTBレート又はTTSレートとの差額は金融機関等に対する支払手数料等に当たるものと解することができるからとしているが、ドル建ての収入をドル建ての経費の支払いに充当せずに金融

機関に手数料を支払って円貨に換金し、その上で更に金融機関に手数料を支払って円貨を外貨に換金し、経費の支払いをするという前提は非現実的であり、外貨を円貨に換金するとすれば、利益部分の20ドルであるという前提の方がより現実的であるが、その前提に立脚すれば、実際には金融機関等に対する手数料等が生じない80ドル部分について、その収入及び経費の双方に対する手数料等相当額を控除して所得計算することを認めていることになる。給与所得の計算においても最終的に所得が実現するのは円貨に換算されたときであり、このことは不動産所得等と何ら変わらない。給与所得控除は、換算された円貨に対応する金額を控除するものであり、不動産所得等の計算において被告が認められると主張している金融機関に対する手数料等相当額は、給与所得控除については生じない。不動産所得等には、上記のように、収入及び経費の双方の計算において金融機関に対する手数料等相当額を控除する計算が認められ、給与所得には、収入の計算においてのみ手数料等相当額を控除することすら認められない合理的理由は見当たらず、被告の主張は上記の計算メカニズムを理解しない的外れな主張といわざるを得ない。

また、原告はTTMレートとTTBレートのどちらがより合理的かという議論をしているのではなく、TTBレートを用いることを否認すべき特段の理由はないという主張であり、申告納税制度のもとで、仮に本件において、他の納税者が当初申告においてTTMレートを用いて収入金額を算定したとしても、これを否定すべきと主張するものではない。

3 納税者相互間の公平性等に係る被告の主張に対する反論

(1) 被告は、租税法は、原則として、強行法の性質をもち、多数の納税義務者に関わりをもつから、相手側の意思にかかわらず、同一の状況にある者は同一に、同一の状況にある事実は同一に取り扱うのでなければ、納税者相互間の公平や税負担を維持することが困難なのであって、当事者の意思によって納税義務の内容及び履行方法を左右することは許されないなどとして、本件経済的利益に係る給与等の収入すべき金額の算定においては、A株式の終値及びTTMレートによる計算方法によるべきと主張する。

(2) しかしながら、以下のとおり被告の主張は失当である。

ア 時価の概念について

所得を算定する際のもの又は権利その他経済的な利益の時価とは、不特定多数の独立当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額とされており、所得税法において特に定義されていない。被告は時価なるものが全ての納税者に対して画一的に決定できるものであるかのような立論をするが、もとより物の時価、すなわち、価格とは、売手と買手が合意したところで形成されるものであり、必ずしもピンポイントで決定するものではない。通常、売手の売りたいと考える価格をOffer Priceといい、買手の買いたいと考える価格をBid Priceという。一般に、Offer Priceの方がBid Priceよりも高い状況では取引は成立せず、買手がOffer Priceに歩み寄るか、売手がBid Priceに歩み寄ることによって、取引は成立する。したがって、同じ物であっても、売手と買手のどちらが歩み寄るかによって、必ずしも同じ価格で取引されるとは限らない。すなわち、時価には幅がある。現に証券取引所においては、時々刻々とその取引価格は変動している。為替市場も然りである。租税特別措置法66条の4に規定される移転価格税制においても、価格には「幅」なる概念が用いられており（国税庁・移転価格事務運営要領3-5）、比較対象取引が形成する幅に国外関連者との取引価格が収まっていれば、これを独立企業間価格として取り扱う旨公表されており、上記の時価に

は幅があるという考え方は、この移転価格税制の考え方と整合的である。時価が画一的に決まるなどということはないのであり、被告の主張は失当である。

イ 株価の終値について

被告は、終値について、一定時点における取引価格を示すものではなく、不特定多数の当事者間において、最終的に形成された価格としているが、終値は、証券取引所における立会内取引の終了時点における取引価格であり、立会内取引が終了した後も、立会外取引は継続しており、その取引価格は時々刻々と変化することを鑑みれば、終値は一定時点における取引価格にすぎず、最終的に形成された価格でもない。また、立会内の取引において不特定多数の参加者が合意する価格は、終値に限定されるものではなく、その他の価格でも取引は成立している。現に平成20年9月18日におけるA株式は安値が●ドル、高値が●ドルという幅があった。

取り立てて、終値とその他の価格を区別すべき特段の理由は見当たらず、終値だけが市場参加者によって合意された価格で、その日におけるその他の取引価格は市場参加者によって合意された価格ではないとする主張がいかにも的を外しているかは、前記した価格の形成メカニズムを考えれば容易に理解でき、株式の時価が取引日の終値として画一的に決定されるべきと考える被告の主張はあまりに取引慣行を知らなすぎる立論であり、到底受け入れることはできない。

所得税法施行令109条1項5号では、株式を無償で取得した場合の取得費について、その時の価額とする旨規定されているが、例えば、株式の無償取得が午前9時に行われ、その時の株価が100であり、午前11時に150で当該株式を売却し、午後3時には終値が200になっている場合において、実際には50の譲渡所得が生じているにもかかわらず、被告の立論によれば、株式の取得費（すなわち株式の無償取得による経済的利益）は終値である200で統一すべきということであるから、譲渡所得はマイナス50と計算されることになる。このような不合理が生じることからも、株式を無償で取得する場合の経済的利益を必ず終値を基礎として計算しなければならないとする被告の主張は失当であることは容易に理解でき、それ以外の価格（いうまでもないが、原告が主張しているのは、取引事例のある価格ないしは幅をいっているものであり、いかなる価格であってもよいと主張しているわけではない。）が排除される合理的な理由はない。同一銘柄の株式の同日の取引であったとしても、異なる価格で取引されることは極めて一般的であり、それらの価格が不特定多数の当事者間において形成された価格ではないということではない。

ウ 為替レートについて

被告の立論からすれば、いかなる為替レートを用いるかを納税者の選択に委ねることは許されないことになるが、不動産所得等を生ずべき業務に係る所得の金額の計算においては、TTMレート以外のレート（TTBレート、TTSレート）を使用することが許容されていることは被告も認めるところである。金融機関の手数料等相当額がTTBレートには反映されていることを理由とするならば、不動産所得等にもTTBレートを使用することは許されるべきではないという結論になるが、被告はそのような主張をしていない。

もとより、物の価格に手数料相当を含むことは極めて一般的な慣行であり、取引業者の手数料相当を排除した価格を基礎として所得の計算をしなければならないとする主張はナンセンスである。日本円に換金する際に、TTBレートによる換金を通じて銀行に手数料相当

を収めているとするならば、その手数料は銀行によって所得として認識されるのであり、原告が所得として認識すべきものではない。為替レートも株価同様、唯一無二の価格があるわけではなく、売手と買手が合意する価格には幅があり、TTBレートで取引が成立しているとするならば、TTBレートも時価である。TTBレートが認められない理由はないというべきものであり、被告の主張は失当である。

争点3に対する原告の主張の要点

第1 本件裁決の固有の瑕疵について

1 本件裁決書の争いのない基礎事実等の記載について

(1) 原告は、本件審査請求において、平成20年9月11日がA株式の受給日（本件裁決書では「コンバート日」と表現されている。）であると主張し、その旨を「争点表に対する追加コメント」と題する文書（甲3）を提出することにより説明したにもかかわらず、本件裁決書には、1（4）チに争いのない基礎事実として同月8日がコンバート日である旨記載され、さらに、3（2）イにおいて、原告の主張として、平成20年9月8日は本件A株式を受領する権利が確定する日であり、原告がこの日に当該権利を取得した旨が記載されているが、これは原告の実際の主張と異なるものである（甲4）。

(2) その上で、本件裁決書における判断として、4（3）イ（ロ）において、1（4）チの争いのない基礎事実を判断の理由として引用した上で、コンバート日である平成20年9月8日付けで原告は本件A株式の支給を受けて、本件A株式に係る株主としての地位を確定的に取得したものと認められる旨判示している。

(3) 「争点表に対する追加コメント」と題する文書を提出した直後に、原告が、担当審判官に対し、電話で、同文書における原告の主張について説明をしたところ、担当審判官から、この文書をどう理解するかは最終的には審判所の判断になる旨の回答を受けた。裁決が審判所の判断であることは当然としても、原告の主張と異なる内容が争いのない基礎事実として記述され、その争いのない基礎事実を根拠として裁決する手続は、明らかに不合理であり、手続保障の見地から違法処分である。

(4) また、本件裁決書の3（2）イにおける原告の主張には、コンバート日は平成20年9月11日である旨の記載があり、同月8日がコンバート日であるという争いのない基礎事実と明らかに矛盾していることを鑑みても、裁決が適正な手続に基づいて判示されたものとは考えられない。

2 原告に十分な主張の機会が与えられておらず、適切な手続に基づく裁決ではないことについて

(1) 被告は、A社の本件確認書等において、本件ストック・ユニットが本件A株式にコンバートした日が平成20年9月8日である旨記載されていることから、基礎事実としてその旨記載したのであり、その手続において不備はなく、コンバート日が同月11日であるという原告の主張を十分に把握したうえで裁決しているので、本件裁決における手続上の瑕疵はないと主張する。また、被告は、原告の主張は、本件裁決が、A社の本件確認書等の証拠資料の評価を誤り、本件ストック・ユニットのコンバート日を同月8日と誤って認定したとの趣旨のようにも解されるが、そのような趣旨であれば、それは、本件更正処分等を適法であるとした本件裁決の理由中における判断の当否を問題とするものにほかならず、当該主張は、結局、原処分である本件更正処分等が違法である旨をいうに帰着するものであり、本件裁決の固有の瑕疵に関する主張とはなり得ないと主張する。

(2) ここで原告が提起しているのは、本件裁決において、被告（国税不服審判所長）が、本件コンバート日が平成20年9月8日であるという、原告とは異なる判断をしたことに対する問題ではなく（そうであれば被告の主張するとおり本件裁決の固有の瑕疵に関するものではない。）、

本件訴訟で原告が主張する内容（例えば転換と引渡しは同じものであり、別々の事象ではなく、原告は引渡日に本件A株式に係る株主としての権利を取得した等）の議論をする機会を与えられなかったことに対する問題であり、被告の主張上も引用されているとおり、被告（国税不服審判所長）は、本件ストック・ユニットのコンバート日は、同月11日ではなく、同月8日であることが明らかであるとして、なぜコンバート日が同月11日であるかについて、原告に一切主張する機会を与えず、同月8日がコンバート日であることを争いのない事実、容易に認定できる事実として裁決に至ったという審査手続には、納税者の権利を無視したものであり、重大な瑕疵があるという問題である。現に、本件訴訟で原告が主張する内容（例えば転換と引渡しは同じものであり、別々の事象ではなく、原告は引渡日に本件A株式に係る株主としての権利を取得したこと等）について、本件審査請求においてこれを主張する機会を与えられていない。

第2 被告の主張に対する反論

1 争いのない基礎事実等の記載について

(1) 被告は、そもそも本件裁決書は、争いのない事実のほか、本件更正処分等の関係資料及び国税不服審判所の調査の結果によって容易に認定できる事実も、基礎事実としており、原告の主張する部分は本件更正処分等の関係資料及び国税不服審判所の調査の結果によって容易に認定できる範囲の事実を記載したものである旨主張しており、平成20年9月8日がコンバート日である点について、あたかも容易に認定できる事実として取り扱っている。しかしながら、コンバート日がいづであるかが本件の論点の本質であり、決して容易に認定できる事実とは考えられない。むしろ、この論点を容易に認定できる事実と認定していることこそ、原告の主張を軽んじたほかならぬ証左である。

(2) ア さらに、被告は、平成24年11月29日現在の争点の確認票（乙24）に原告の主張する記載内容と同じ記載があるにもかかわらず、特段の修正を求めてもいないと主張しているが、「争点表に対する追加コメント」（甲3）には原告の主張として、コンバート日（平成20年9月11日）は、本件ストック・ユニットが本件A株式にコンバートした日であり、いかなる経済的利益が実現したのかが客観的に明らかではない旨修正するよう記載されているが、この主張は争点表には反映されることなく無視されたままである。

イ この点、被告は、本件裁決書に記載された原告の主張については、原告の本件審査請求に係る審査請求書（乙21）に記載した審査請求の理由及び担当審判官の釈明（乙22）に対し、原告が回答書において釈明した内容（乙23）そのものである旨主張するが、この点について、原告は、担当審判官に対し、電話で、当初の主張から主張の内容を変更している点について説明しており、また、主張の内容を審査の過程の中で変更すること自体に問題はないことを確認している。

ウ また、被告は、原告が主張するコンバート日（平成20年9月11日）は、本件ストック・ユニットが本件A株式にコンバートした日であるとする修正を求めたにもかかわらず、取り上げられていないという点について、本件裁決書中、原告の主張として、本件ストック・ユニットのコンバート日は、本件A株式が原告の証券等取引口座に入庫された平成20年9月11日である旨が記載されており、原告が修正を求めたとする主張が反映されているとも主張する。しかしながら、そのことは、とりもなおさず、争いのない基礎事実におけるコンバート日が同月8日である旨の記載と矛盾した内容であることにほかならな

い。

- (3) 以上、最終的な主張としての原告の主張と異なる内容が争いのない基礎事実として記載され、その争いのない基礎事実を根拠として本件裁決がされており、平成20年9月11日がコンバート日であるという原告の主張について十分に吟味・反論をすることなく、裁決に至るというずさんな審査手続は、納税者の権利を無視したものであり、手続保障の見地から違法な処分としか考えられない。

2 審理手続の経緯に係る被告の主張に対する反論

- (1) 被告は、審理手続の経緯を列挙し、原告には、十分な主張の機会が与えられており、担当審判官が、原告に対し、本件審査請求につき、原告の主張を検討し、本件裁決書において国税不服審判所の判断を示す旨の説明を行い、原告もこれを了承していたことからすれば、原告は、この時点において、十分にその主張を尽くしていた旨主張する。
- (2) しかしながら、被告の主張する審査手続の経緯につき、原告は、平成24年12月4日に担当審判官との電話連絡において、コンバート日は平成20年9月8日ではなく同月11日である旨の主張をしており、当該主張は新しい主張であり、平成24年12月4日まで議論されたことはなかったものである。電話聴取書(乙33の15)によれば、原告は、この主張を説明するために、面談を依頼しているが、面談しても原告の質問に回答はできず、議論することもないとして、面談の依頼は却下されている。そして、主張に関することがあれば文書で出すべきとされたことから、その後、原告はその旨をあらわした「争点表に対する追加コメント」(甲3)を提出した。「争点表に対する追加コメント」には、コンバート日が平成20年9月11日である旨の説明がされ、争点表に係る原告の主張として、コンバート日は平成20年9月11日である旨の修正をするよう記載されている。しかしながら、約1か月の後に本件裁決が行われ、本件裁決書には、争いのない基礎事実として、同月8日がコンバート日である旨が記載され、更に原告の主張として、平成20年9月8日は本件A株式を受領する権利が確定する日であり、原告は、この日に当該権利を取得した旨の記載がされており、上記の電話及びその後提出した「争点表に対する追加コメント」において原告が主張した内容と全く異なる内容が記載されている。

そして、本件裁決書における判断において、争いのない基礎事実及び原告の主張をその理由として引用したうえで、コンバート日である平成20年9月8日付けで、原告は、本件A株式に係る株主としての地位を確定的に取得したものと認められる旨判示している。

以上の経緯から明らかなおり、十分に審査手続が行われた上で、国税不服審判所の判断が行われることについて、原告もこれを了承していたなどという被告の主張する事実は全くない。原告の主張の場は完全にシャットアウトされていたことは明らかである(原告の主張がシャットアウトされたのではなく、原告の主張の場がシャットアウトされていたものである)。

その結果として、本件裁決書には、争いのない基礎事実として原告の主張と異なる内容(コンバート日は平成20年9月8日である旨)が記載され、原告の主張としてコンバート日は同月11日である旨の記載がされている。主たる争点を争いのない基礎事実として記述していることは、まさに納税者軽視のずさんな手続の証左であり、本件裁決が適法な手続に基づいて判示されたものとは到底考えられない。

別表

本件経済的利益に係る収入金額の計算表

Aストック・ユニット の付与日		平成15年 (2003) 11月28日	平成16年 (2004) 11月30日	平成17年 (2005) 12月13日	平成18年 (2006) 12月12日	各年の 合計
本件各証書の種類		2003年証書	2004年証書	2005年証書	2006年証書	
本件ストック・ユニットの数	①	231	453	783	401	1,868
本件A株式の株数	②	231	453	783	401	1,868
A株式の株価 (米国ドル)	③					●
TTMレート (円)	④					108.50
本件株式報酬に係る 収入金額 (円) 【②の各年の合計×③×④】	⑤					8,769,877